

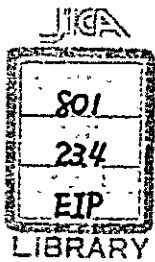
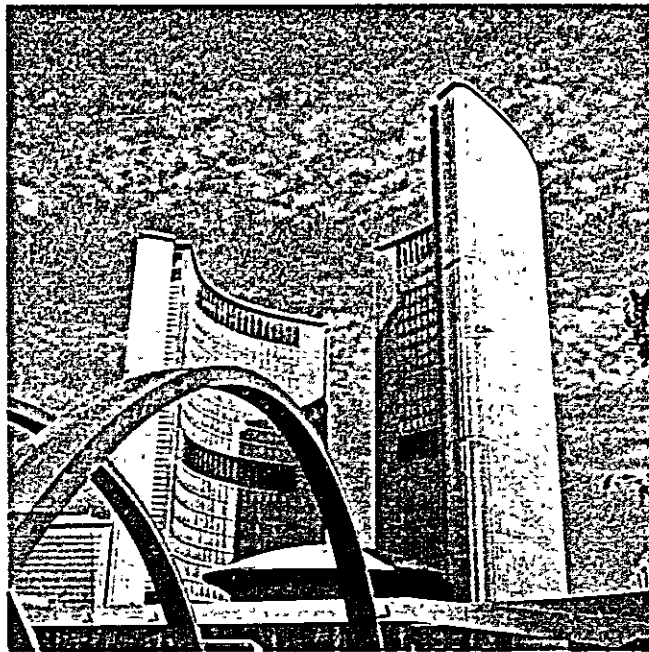
特発資料 1065

9681

⇒1798

# カナダ移住の案内

昭和54年12月



国際協力事業団  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

國際協力事業団		
受入 月日	'84. 3. 30	801
		23.4
登録No.	02360	EIP

## は し が き

年間数百万人の人達が海外へ飛び立って行く現在、地球は狭くなり、外国が身近なものとなってきました。

“移住する”となると単に自分がやがて行く移住先の国を、夢みながら出発の日を待っているだけでは、移住者として十分ではありません。

移住を希望する人達、一人一人が正しい知識と必要な情報を入手し、十分に準備を整えることが大切です。

カナダは1867年連邦成立以来、1,000万人以上の移住者を受け入れているまさに「移住者の国」です。それだけにカナダ入国後は、カナダ政府による多種多様な移住者援助システムが完備されています。

しかし、移住者は自らの道を一步一步切り拓く積極的な姿勢こそ大切であることはいうまでもありません。

カナダにおいて自らの能力を一層発揮することは、同時にカナダ国の進歩に寄与することでもあり、ひいては国際協力の重要な一翼をになりものです。

この小冊子「カナダ移住の案内」はカナダ移住についての手続き、カナダでの生活等についてわかり易く解説したものです。移住を志す皆様のお役に立てば幸いです。

昭和54年12月

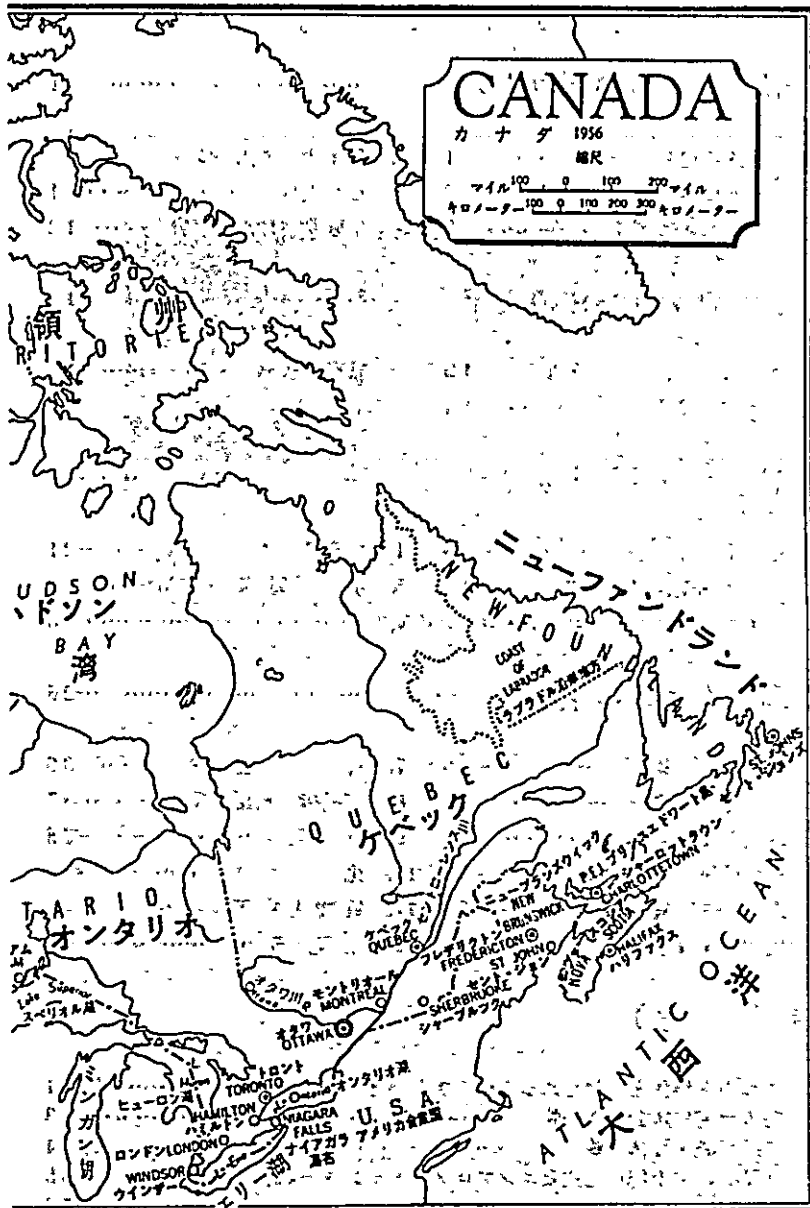
国 際 協 力 事 業 団

JICA LIBRARY



1035596[4]

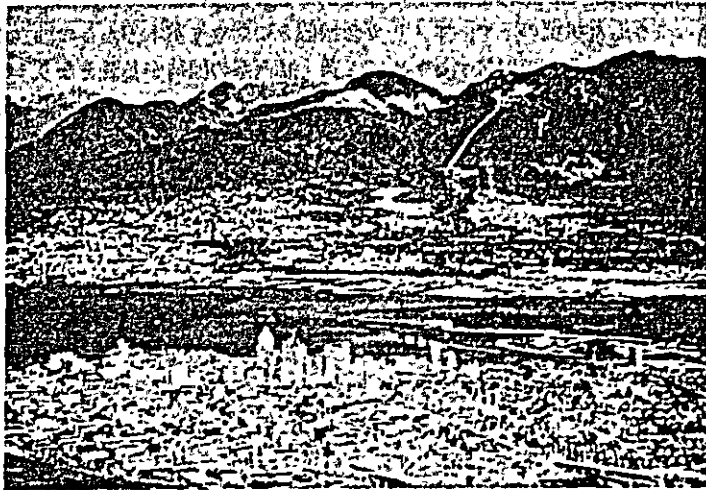




## 目次

第1部	移住者の国カナダ	1
1.	カナダの歴史	1
2.	カナダの一般事情	2
3.	カナダの主要都市	7
4.	日系カナダ人の歩みと日加関係	11
5.	年度別移住者推移表	12
第2部	カナダ移住の実際	13
1.	カナダ国の移住政策と機構	13
2.	カナダ移民法	14
3.	職種と資格	17
第3部	移住手続と現地到着	19
1.	移住相談と申込み	19
2.	審査から査証付与まで	19
3.	カナダ移住者トレーニング・コースの案内	20
4.	出発前の準備	21
5.	現地到着	23
第4部	カナダの生活	26
1.	就 職	26
2.	賃金と労働事情	26
3.	教育および訓練	32
4.	社会保障制度	33
5.	医療保険	35
6.	民間営業保険	35
7.	税 金	36
8.	市民権、結婚、兵役	37
9.	祝 祭 日	38
10.	免 許	39
11.	買物と物価	40
12.	住 宅 事 情	45
(参 考)		
1.	これから移住を希望される方へのアドバイス	51
2.	在カナダ日本公館等一覧	53
3.	日系組織・団体一覧	54
4.	移民省の主な総局と主要エンプロメントセンター事務所一覧	55
5.	社会保険登録の申込用紙	56
6.	国際協力事業団国内機関一覧	58

## 第1部 移住者の国カナダ



カナダには世界各国から多くの人々が移住している。

### 1. カナダの歴史

コロンブスをはじめとするヨーロッパの探険家達が、大西洋を西へ西へと船を進めて発見したのが北米大陸です。インディアンとエスキモーが森と湖にかこまれ、冬は氷原を吹き荒れるブリザードにとじこめられ、夏は自然の恵みを十分に受けて厳しくても平和な生活を重ねて来たこの地にヨーロッパ人が移り住み始めたのは15世紀後半のことです。最初はこの新大陸が魚と毛皮の宝庫であることが解り、一時的な漁師や毛皮商人の居住地が生まれました。しかし、漁業や毛皮貿易の安定のためには生活に必要な物資を本国から船で輸送するのではなく、農業を中心とする自給体制を整えることが急務となりました。こうして“アカディア”と呼ばれた大西洋岸の地域とセントローレンス河に沿った肥沃な土地に植民地が生まれたのですが、ヨーロッパでその覇を争っている英・仏両国が各地でそのライバル意識をむき出しにして争いを続けたのです。この覇権争いも1759年のパリ条約の結果、カナダの地は英領として認めると言うことで落ち着いたのですが、フランス系住民の多い現在のケベック州ではいまでもフランス系カナダの独立

意識が強く残っています。

毛皮貿易が本国に多大な利益をもたらしたため商人達は大陸を西へ西へと毛皮を求めてゆくことになり、それと同時にヨーロッパからの移住者の数も増大し、横断鉄道の延びるにつれて点在する町々が一つの社会にまとめ上げられて行きました。こうした状況の下で、アメリカ合衆国との対立や英本国からの独立の闘いが厳しくなり、それに対抗するためにも英・仏両系の団結が必要となり1867年7月1日、ノバスコシア、ニューファンドランド、ロウアー・カナダ（現在のケベック州）、アッパー・カナダ（現在のオンタリオ州）の4自治州が“カナダ”という国名の下に連邦国家を誕生させたのです。後に、西部諸州も連邦の仲間入りをし、1949年に大西洋岸のニューファンドランドの連邦入りによって、10州2準州からなる現在のカナダが完成したのです。

## 2. カナダ一般事情

カナダは1867年に成立した連邦国家で、面積997.6万km<sup>2</sup>でソ連について世界第2の広さを持つ国であります。人口は1976年国勢調査で約2,299万人程度で、広大な国土と豊富な地下資源を考えると人的資源（Manpower）の不足が国の発展にとって深刻な問題であります。この事実を反映し最近でも年間10数万程度、程度の移住者を世界各国から受け入れております。このため人種問題、特に、少数民族対策がカナダの課題となっており、カナディアン・モザイクと呼ばれる世界にも先例を見ない“多様民族・文化国家”を目指しています。カナダは北米大陸の北部に位置するため気候は概して冷涼ですが、B.C.州の南部の太平洋沿岸地域では海流の影響を受け温暖な気候です。内陸部は典型的な大陸性気候で夏季は30℃を超える高温となることもあります。冬季は-20～30℃の厳寒となります。広大な国土の大部分はこうした厳しい自然条件にあります。他方開発はまだ十分になされていない状態で開発への有用な労働力を必要としております。カナダが持つ豊富な地下資源及び森林資源は世界各国に輸出され、自由社会で高い生活水準を誇る高福祉国家の源となっています。しかし、大資源国だけに資源輸出に頼るところが大きく、このことが製造業で遅れをとった一つの大きな原因であり、現在では工業国としての発展に全力を傾けています。

また、カナダの経済は米国に大きく依存しており、カナダの輸出入各総額の約90%を米国が占め、米巨大企業が各業界を牛耳っています。“カナダの主体性”つまり、米国一辺倒の関係からの脱出はカナダの大きな外交課題であり、近年特に対共産国外交、対発展途上国関係、対日接近策などと独自の地歩を着実に歩み



続けています。

(1) カナダ州別人口

単位：千人		
州及び準州名	人口	比率
ニューブランズウィック	677	2.9%
プリンス・エドワード・アイランド	118	0.5
ニューファウンドランド	558	2.4
ノバスコシア	829	3.6
ケベック	6,234	27.3
オンタリオ	8,264	35.9
マニトバ	1,022	4.4
サスカチュワン	921	4.0
アルバータ	1,838	8.0
ブリティッシュ・コロンビア	2,467	10.7
ユーコン準州	22	0.1
ノース・ウエスト準州	43	0.2
計	22,993	100.0

(1976年国勢調査)

(2) 母国語別人口

単位：千人					
国語名	人口	比率	国語名	人口	比率
日本語	17	0.1%	マジカル (ハンガリー)語	87	0.4%
英語	12,974	60.1	ユダヤ語	50	0.2
仏語	5,794	26.9	中国語	95	0.4
独語	561	2.6	フィンランド語	37	0.2
イタリア語	538	2.5	チェコ語	45	0.2
ウクライナ語	310	1.4	ロシア語	32	0.2
オランダ語	145	0.7	ポーランド語	135	0.6
インディアン・ エスキモー語	180	0.9	その他	495	2.2
スカンディナヴィア語	76	0.4	計	21,571	100.0

(1976年国勢調査)

## (3) 主要都市平均気温

単位：℃

都市名(州名)	年平均	1月平均	7月平均
セントジョンズ (ニューファンドランド)	5.4	-3.8	15.3
シャーロットタウン (プリンスエドワードアイランド)	6.2	-6.7	18.4
ハリファックス (ノバ・スコシア)	7.4	-3.2	18.3
セント・ジョン (ニューブランズウィック)	5.8	-7.1	17.1
モントリオール (ケベック)	6.9	-8.9	21.6
トロント (オンタリオ)	8.7	-4.4	21.8
ウィニペグ (マニトバ)	2.5	-18.3	19.7
リジャイナ (サスカチュワン)	2.2	-17.3	18.9
エドモントン (アルバータ)	1.9	-14.7	17.5
ビクトリア (B.C.)	10.1	4.1	15.7

( 1976-77  
Canada Year Book )

## (4) 1975年主要輸出・入品目

単位：千C\$

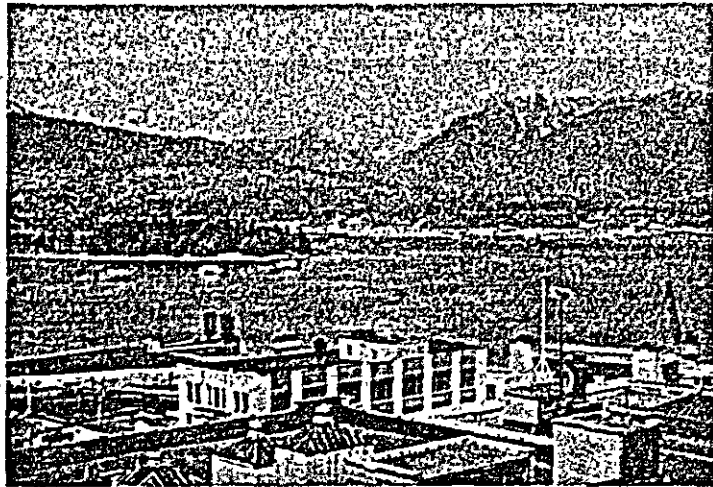
輸 出		輸 入	
品 目	金 額	品 目	金 額
自動車部品	6,349,383	自動車部品	8,137,402
新聞紙	1,742,577	原油	3,303,613
小麦	2,001,152	航空機部品	695,332
木材	972,617	トラクター部品	385,950
パルプ材	1,826,617	電子計算機	343,350
原油	3,051,511	鉄鋼材	936,775
ニッケル・ニッケル鉱	516,116	石炭	576,311
銅・銅鉱石	330,103	有機化学製品	365,243
アルミ(含合金)	437,985	図書及びパンフレット	205,255
航空機部品	421,605	プラスチック材	245,550
天然ガス	1,092,168	T.V.・ラジオ・プレーヤー	221,424
肥料	456,345	燃料油	107,141
石綿	302,136	食肉	180,145
大麦	440,437	粗糖	459,208
ウール・スキーン	242,431	アルミニウム鉱	132,982

(Canada Year Book)

## (5) 1975年主要貿易相手国

単位：千C\$

輸 出 国		輸 入 国	
国 名	金 額	国 名	金 額
アメリカ合衆国	51,652,421	アメリカ合衆国	23,559,280
英 国	1,789,261	英 国	1,221,969
日 本	2,122,016	日 本	1,205,316
西 ド イ ツ	609,132	西 ド イ ツ	795,154
オ ラ ン ダ	481,289	ベ ネ ズ エ ラ	116,751
イ タ リ ア	479,292	フ ラ ン ス	487,414
中 国	377,260	イ タ リ ア	379,557
ノ ル ウ ェ ー	171,425	オーストラリア	344,756
オーストラリア	252,001	スウェーデン	264,851
ベルギー、ルクセンブルグ	581,146	ス イ ス	179,255
フ ラ ン ス	350,116	台 湾	181,904
イ ン ド	202,046	香 港	170,930
ソ 連	418,830	ホ ン ぐ ー	158,589
ベネズエラ	322,708	イ タ リ ア	758,077
ブ ラ ジ ル	200,651	ベルギー、ルクセンブルグ	143,304



西の玄関港バンクーバー

### 3. カナダの主要都市

#### (1) バンクーバー (Vancouver)

バンクーバーは東洋にひらかれたカナダの西の玄関港で、人口1,166,348人(1976年)を擁するカナダ第3の都市です。ブリティッシュ・コロンビア州の金融・商工業の中心で、漁業・鉱業・製材業が主要産業です。エドモントンから続くロッキー越えの石油パイプラインが1953年に完成しています。日本とも移住を通じて明治時代より接触のある町で現在も日本人移住者のカナダ到着の地であるばかりでなく、日本の風土と比較的似ている点もあり10万人以上の日系人がこの町を中心に各分野で活躍しています。トロントに比べ一般的に給与は高額であります。

(2) エドモントン (Edmonton) アルバータ州の州都で、毛皮交換の町として発達して来ましたが、現在ではアルバータ州北部の石油産業の中心として人口も50万人を越える新興工業都市となりました。アルバータ州北部はカナダ全体の7.0%の石油を産出しており、こうした北方開発の中心としてエドモントンは更に発展すること

が期待されています。北緯53度を越す高緯度に位置するため冬期は極めて寒く各種活動がストップするのが欠点です。日系人の数は少ないようです。



風光明美なバンフ国立公園

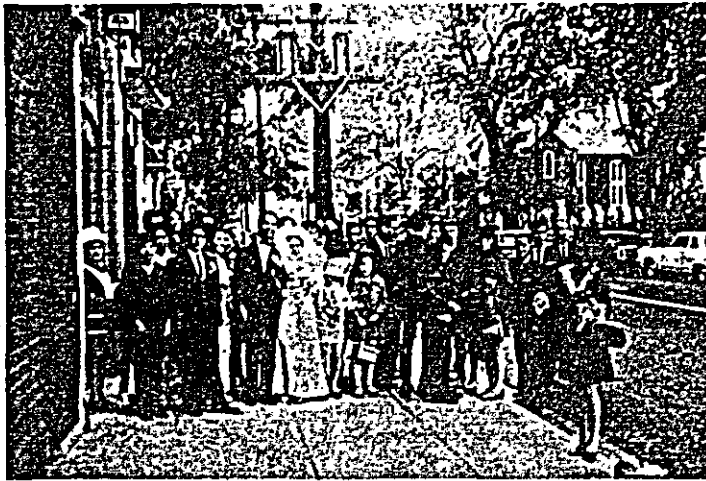
### (3) カルガリー (Calgary)

ロッキーのふもとに位置するカルガリーは観光都市としての魅力が充分です。現に世界に名の知られたバンフ国立公園まで車で約2時間の立地条件に目を付けた日本の大手ホテルの進出も伝えられています。一方、南部アルバータはカナダ第1の肉牛地帯で、カルガリーも製肉出荷の中心として発達して来ました。同時にこの地方は小麦生産地帯でもあるため製粉業も盛んであります。こうした農産品加工業以外に、最近、石油が発見されたこともあり、石油精製等工業分野での発達も著しいといえましょう。人口は現在、約47万人ですが活発な経済を反映して人口増加率はカナダでもトップクラスです。南方200kmにレスブリッジ、ボクソウルなどがあり、この町にも近年日系人の数も増加しつつあります。

### (4) ウィニペグ (Winnipeg)

マニトバ州の州都、人口578,217人のカナダ第4の都市です。この町は

広大な大平原の東端に位置し、カナダ西部開拓の中心として発達して来ました。カナダ小麦の集散地であり世界でも屈指の穀物取引場を持っています。他に製肉業・製材業などが盛んであります。中国人を中心とする東洋系人種の多い町でもあり、約1千人の日系人が在住しております。



日系人の数が多い、トロント

(5) トロント (Toronto)

オンタリオ湖岸に位置するトロントは人口280万人のカナダ第2の都市であり、近い将来、モントリオールをぬき、カナダ第1の都市になることが確実視されています。6千以上の工場及び数百の下受け工場を有するカナダ工業の心臓部であります。カナダ最初の地下鉄ができた町でもあり、伝統的なヨーロッパの気風が強いカナダの中ではもっともアメリカ風で、活動的な町であります。日本からの移住者も商工業の中心であるトロントで仕事を見付ける割合が高く、この町の日系人の数は2万人近くあり、今後も増加すると考えられます。

(6) ハミルトン (Hamilton)

オンタリオ湖の西端に位置し、トロントと共にカナダ第1の工業地帯を形

成しています。650以上の各種工場があり、特に製鉄関係工業はカナダ第1であります。又、ナイアガラ地区の豊富な野菜・果樹等の集荷の中心地でもあります。トロントの衛星都市として日系人の数も増えて来ています。人口は約53万人であります。

(7) オタワ(Ottawa)

オタワはカナダの首都であります。この地が首都に選ばれた理由は、丁度フランス文化(ケベック州)とイギリス文化(オンタリオ州)の接点に位置することによります。更にその美しい自然は首都の威厳を十分にそなえています。人口約69万の都市であります。政治都市の体裁を保つために工場の進出を禁じており、政治と産業の分離など新しい都市行政の一端を示しています。そのようなこともあり、この地で日系移住者が定着するにはサービス業関係以外の職種では一般的に難しいと思われれます。



フランス文化の影響を強く受けているモン트리オール

(8) モントリオール(Montreal)

カナダ第1の大都市であると共に国際都市としても世界有数です。トロントと共にカナダの金融・商業・工業の中核で、石油精製及び石油化学工業・



繊維工業などにおいてはカナダ第1の工業都市トロントをしのいでいます。(トロント同様モントリオールにも地下鉄が走っています)モントリオールの位置するケベック州はフランス文化を強く引いており住民もフランス系が大半を占めています。そのためモントリオールはフランス語が話される都市としてはバリーに次いで世界第2位になります。フランス文化の影響を強く受けた美しい町のたたずまいはトロントやアメリカの大都市とは大きな相違があり、この町を訪ずれる観光客の数も多く観光都市としても更に発展するであります。日系人の数は数百人と推定されています。この都市はフランス語圏であり〔2カ国語(英語、仏語)を話せなければ実際一人前とはみなされないと云った節もあります。〕日本人新移住者の流入はあまり多くありません。

#### (9) ケベック(Quebec)

カナダにおけるフランス系植民地として1608年以來、その中心として発達して来ましたが、近年はその地位をモントリオールに譲り、主たる産業もなく静かな観光都市として知られております。モントリオール以上に頑固にフランス文化を守っており、その保守性はかたくなにフランス人以外の定着を許しません。人口約54万の都市であります。日系人の数は極めて少ないようです。

(注) 人口は1976年国勢調査

#### 4. 日系カナダ人の歩みと日加関係

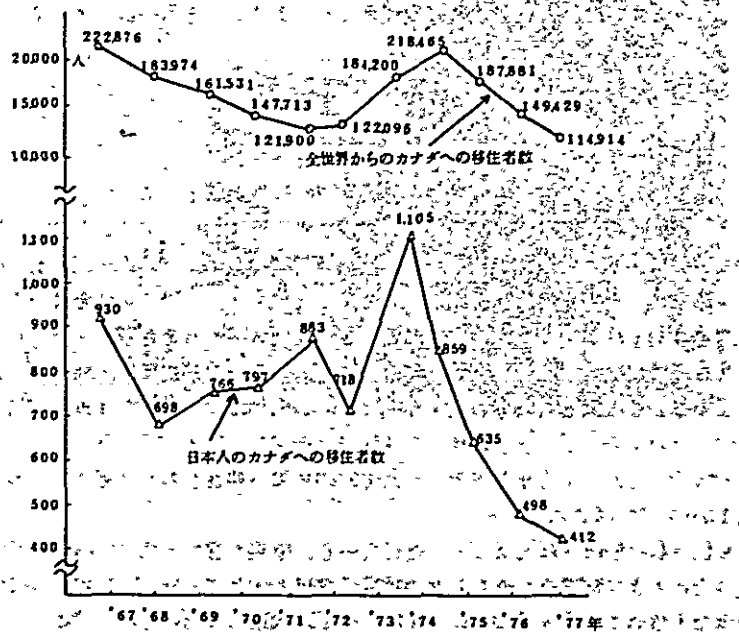
明治の初め、一人の日本人青年が外国貨物船の乗組員としてカナダに渡り、バンクーバー近辺に住みついたのがカナダ移住史の第1ページです。その後、炭坑労働者、アメリカ村として知られる和歌山県三尾の漁師がバンクーバーやその近郊に移住し、小さな閉鎖社会を形成していったのです。この日系社会は小さく閉鎖的ではあったが、日本人の本来の正直さと勤勉さがそれを克服させ、一步一步発展を続けたのです。フレーザー河流域に進出した農業移住者の一団が更に日系社会の基盤を確固としたものに築き上げていったのですが、アメリカ合衆国西岸諸州に火の手を上げた有色人種排斥運動がカナダB.C.州にも影響を与え、移住者制限その他の差別的措置が講じられ1928年には移住者数は呼寄せを含めて年間150名に制限されました。

移住者数は制限されたものの、農村を中心に堅実な発展を続けていた日系人社会の上に大きな破綻をもたらしたのは第二次世界大戦でした。日本人は帰化人、二世をも含めて全員太平洋岸から100マイル以遠に移動せしめることが決定

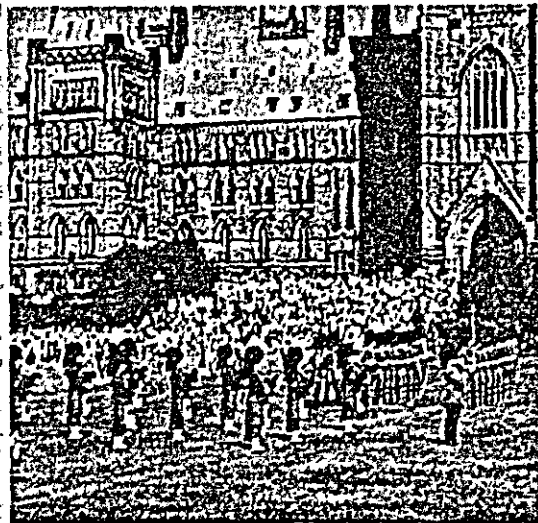
され、財産の売却処分（実際は強制没収に近い）や強制収容が行なわれたのです。この結果、東部諸州に分散した日系人が、再びその勤勉さと努力によってカナダ社会にその足場を築き、二世の各方面での活躍が重なっていまは日系人に対するカナダ人の目は好意だけではなく賞賛と尊敬にかわってきました。1962年にはカナダは移民法施行規則を改正し、人種や膚の色、宗教の違いにかかわらず優秀な人材を移住者として受け入れるようになりました。日本からの移住者も1967年～1978年の12ヶ年間で約8,700名を数え、先輩移住者や二・三世と共にカナダ社会の担い手として各分野で活躍しています。

明治の時代から日本人が移住していたにもかかわらず、日本ではカナダのことはあまり知られておりません。しかし、日本とカナダは太平洋を隔てた隣国として貿易では互いに補完的な関係にあります。日本はカナダの貿易相手国として、アメリカ、英国に次いで第3位であり、1978年の日加間の貿易額は往復46億ドルに達しています。貿易ばかりでなく政治、文化面での交流も盛んで、カナダ・アメリカ・日本などの「環太平洋国家」のつながりの必要性が強調されています。

#### 5. 年度別移住者推移表



## 第2部 カナダ移住の実際



カナダには伝統的な文化と祭典がある

### 1. カナダ国の移住政策と機構

“問題なく吸収しうる限り、毎年多数の移住者の入国を受け入れ、かつ必要があればこれを奨励することはカナダ自身の利益である”と言うのが政府の見解です。カナダはこの限定の下に、「カナダの経済的社会的条件に首尾よく順応し得る能力を有する人を受け入れあるいは求めるべきである。カナダが慎重に受け入れを拒否すべき人々とは、この順応性を欠如するか、または公衆衛生あるいは安全にとって害ありと考えられる人に限るべきである。また、個人の能力とは別に、同情あるいは人道的理由で永久入国の取扱いを受ける価値のある人々のカナダ移住に対しても、上記政策の範囲内において法律規定を設けるべきである」これは1966年10月、当時の移民大臣ジャン・マルシャンが議会に提出した「移民白書」の一節です。現在もこの政策理念は十分に生かされており、人種、膚の色、宗教の違いにより差別されることなく、教育・訓練のある人、カナダ社会の要請する人を受け入れるための規則や機構が整備されています。

移住の受け入れから定着までを管轄する移民省では在外主要国に移民事務所を

開設し、移住申請の受付および移住者の選考といった仕事を担当させております。一方、カナダ国内では5つの移民総局とその下に15の移民局を置いていますが、実際に移住者と接触し、移住者の援助、指導にあたるのはカナダ全土に設置されている「移民事務所」と「エンプロイメントセンター」です。移民事務所は新移住者の入国手続に関する仕事や既にカナダに定着している移住者やカナダ市民の近親呼寄せ手続に関する仕事を取扱い、エンプロイメントセンター（マンパワーセンター）は新移住者の就職に関する指導や情報を与えます。

日本には1966年から東京にカナダ大使館雇用移民部が設置されており、本国から派遣された移民官が、移住相談や移住者の選考、送出にあたり、日本側では国際協力事業団がこれに協力しています。

## 2. カナダ移民法

1978年4月10日施行されたカナダ移民法及び同規則の概要は次の通りです。

### 1) 移住者数水準の決定

1952年実施された旧移民法には、一定期間内にカナダが不自由なく受入れられる移住者数について明記されておりませんでした。移住者の変動が労働市場計画、住宅、学校その他地域社会へのサービス面での逼迫をもたらしました。

新移民法は、これら諸問題解決の一助として、移住者をカナダ労働市場の需要及び受入規模、成長率及至カナダ人口の地理的分布にリンクさせております。

### 2) 連邦政府及び州政府間の協議

移住者は、カナダの人口成長及び地域的发展に貢献するところ大きく、地域及び各州の施策に強力なインパクトを与えて来たことにより、新移民法第109条では、連邦政府が国内各地への移住者の割当及び定住について州政府と協議する法的根拠を規定しております。

### 3) 入国許可移民種別

新移民法第6条は、次の3つの入国許可基本種別を設けております。

(1) FAMILY CLASS (旧法のSPONSORED CLASSに同じ) 18才以上のカナダ市民又は永住者は、資格ある親族呼寄せのスポンサーになれます。本クラスの申請者は点数制により評価されることはありませんが、健康、性格について基本的標準の適格を求められます。

スポンサーは移民査証発給前に、申請者及び同伴の被扶養者の住居、生活保護を最高10年に至る或る期間保証する旨の誓約書の提出を要求され

- ます。
- (2) CONVENTION REFUGEES ( 難民条約による難民 )  
 国際連合難民の地位協定の定義に該当する難民の受入れを国内的に法文化しております。  
 非政府機関が条約難民を受入れる場合は、1年間食料及び住居を用意する旨誓約せねばなりません。
- (3) INDEPENDENT AND OTHER IMMIGRANTS ( 旧法の nominated and independents class に相当 )  
 本クラスには、援助親族、引退者、企業者、自由業者及びその他個人申請の単独移民が含まれます。  
 援助親族とは、ファミリー・クラス以外の人で、カナダ内の親せき、いわゆる永住者の呼寄せの人をいいます。  
 企業者とは、カナダ内で事業を営む際に、カナダ市民又は永住者5名以下を雇用する人をいいます。  
 自由業者はカナダ永住者5名以下を雇って事業を行う人、又はカナダの文化、芸術面で寄与出来る人をいいます。  
 引退者の移住者資格は55才以上でカナダ内で就労しない人と規定されています。
- (4) 点数制  
 新移民法に規定された移住者選出基準の点数制の大筋は、旧法と大体同じですが、移住者をカナダ労働市場の需要にそったものとしたため、その構成及び諸要素の重要点を改正し、移住者の評価を教育よりも実際的な職業訓練及び経験、能力に重点を置くよう変更されました。新移民法による選出基準法表は次の通りであります。

項目及点数	適用の有(×)無			
	自由業	企業者	援助親族	その他
1. 教 育 12	×	×	×	×
2. 特 別 職 種 15	×	×	×	×
3. 職 業 経 験 8	×	×	×	×
4. 求 人 需 要 15	×		×	×
5. 雇 用 契 約 済 又 は 指 定 職 業 10				×
6. 就 業 他 15	×	×		×
7. 年 令 10	×	×	×	×
8. 語 学 力 (英又は仏語) 10	×	×		×
9. 個 人 の 適 応 性 10	×	×	×	×
10. 親 族 関 係 5	×	×		×

但し入国許可移民種別の内ファミリー・クラスのナンバー引選者はこの基準により選出される人ではありません。

難民もこの基準表の点数、格付けを受けません。

#### 5) 査証及び入国許可

本法第9条は、短期滞在者のある人は、入国前に査証の取得を必要とし、また同第10条は、学生及び臨時就業者は、入国前に査証及び特別許可の取得を要することを規定しています。

滞在資格の変更は認められず、例えば観光目的の入国者は就職し又は学生、永住者になることは出来ません。

又臨時就業者は、職業の変更に当り、学生は学校又は学部の変更に当っては、改めて許可を申請しなければなりません。

#### 6) 入国港における面接及び試験

入国者に対し移民官による一般質問の他、新法第12条は、移住者、学生又は臨時就業者の場合は更に厳密な試問を行い、かつ入国許可交付前に身体検査を義務付けております。

入国前に、査証及び入国許可書があっても、入国を保証したことになりません。入国港の検査官は、それらの有効性を再検査し、移民法及び同規則の違反の有無又は事情の変更を確かめた上許可いたします。

#### 7) 入国不許可

国民の保健、安全、秩序又は国家の活動に脅威となる人の入国を禁じています。又移住者選出基準及びその他の必要条件に合格しない人も入国を拒否されます。

更にカナダ国民を保護するため、組織的犯罪の加担者、潜在的テロリスト及びハイジャッカーの排除及び退去を規定しております。

カナダにおいては、米英を除き外国の医師（医師、獣医師）、教師その他検査試験を要する職業の資格は、そのまま認められないため、開業ないし就職に当っては各州協会及び検定機関が定める基準に合致した資格を必要とします。

これが満たされない場合には当国の大学ないし専門学校に通学し、所定の課程を終了後、資格試験にパスしなければなりません。

これら試験はカナダ人の場合にもかなり狭き門となっており、ましてや外国人の場合には相当の難問であるようです。

この問題に関し、オンタリオ州専門技術者協会（APEC）は1970年暮、日本の8大学工学部卒業生に対しては無試験でそのメンバーシップを認めることとなりましたが、日本からの各大学理工科系卒業生の移住の増加に伴い1975年より大学リスト（約300枚）を提供した結果、十分検討のうえ資格を認めることとなりました。

### 3. 職種と資格

#### (1) 職種

カナダの移民規則は移住職種を具体的に明記しておりません。従って、何の職種でなければ移住できないと狭く限定した考えではなく、「カナダで立派に定着し、やっていける人」であって、その人の職種がカナダ国内で必要としている場合であれば移住の対象としては充分なわけです。カナダ政府はある一定の期間毎にカナダで需要の強い職種を調査していますが、この内容は一般に公開されませんし、時と共にその職種は変化しますので職種名を具体的に例示することはできません。

1977年に、日本からカナダに移住された人達の職種を別表のとおり掲げておきますので、一応の目安にしてほしいと思いますが、特に最近の傾向で著しいことは、移住申請時点においてカナダ国内に就職先の決定の有無が審査の重点事項になっていると云えます。

#### (2) 資格と経験

カナダ移住が可能な職種とは別に、移住申請者は夫々の職種においてプロフェッショナルでなければなりません。職種によっては一定の学歴が必要と

されるものや特定の職業訓練の必要なものもあります。更には、看護婦や医師、建築士や美容師といった特定の資格が必要な職種については日本においてそれらの資格を取っておかねばなりません。

経験については、一般に新卒者は許可されないことになっており、既に移住した人も2～3年以上の実務経験を持っているようです。

(3) 語学力

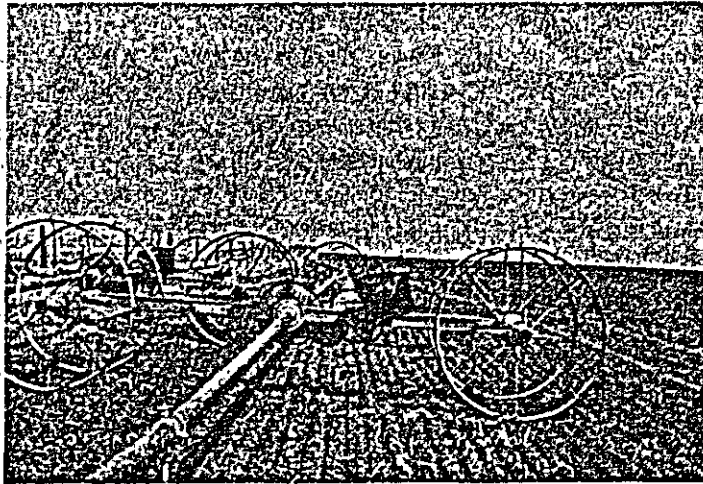
日本語の通用しないカナダ社会で生活するわけですから、言葉が大切なことは誰でも納得のゆくところですが、納得はしていても意外と軽視している場合が多いようです。日本で英語を勉強していても中々上達しないし、必要に迫られて現地で勉強の方が良策だと考える方もおられるでしょうが、移住審査では語学力も審査の項目に入っていますから、最低、自分の仕事をこなす語学力は要求されるわけです。すなわち、語学が大切な要素となるセールスマンや事務職及び高水準の技師の場合は高度な会話力を持たねばなりませんし、反対に技能者や農業者などのケースでは要求程度は低くなるわけです。しかし、仕事とは別に、カナダで楽しく生活するためには専門的なことばかりでなく、一般日常会話を含め、日本を出発するまえにできるだけ高い会話力を身につけておく方が望ましいことです。既に移住された人達から、日本にいたときにもっと英会話を勉強しておくべきであったという反省がしばしば聞かれます。このためにも後述のカナダ移住者トレーニングコース等で悔いの残らぬよう渡航前に徹底的に習得する努力が必要です。

1977年度カナダ日本人移住者の職業別内訳表

職 種	人 数	職 種	人 数
管 理 関 係	17	商 業 販 売 関 係	2
理 学 化 学 機 械	12	ウ ェ イ ト レ ス	70
保 健 ・ 看 護 ・ 治 療	8	家 事 手 伝 い	8
宗 教	3	農 業	7
教 育 研 究	9	そ の 他 労 務 者	6
芸 術 ・ 文 筆	9	労 働 力	189
製 造 機 械 修 理 ・ 電 気 電 子	12	配 偶 者	124
建 設 と そ の 関 連	2	子 供 供 養	52
そ の 他	2	そ の 他	47
会 計 関 係	8	非 労 働 力	223
速 記 打 字 機	6	移 住 者 合 計	412
そ の 他	8		



### 第3部 移住手続と現地到着



#### 1. 移住相談と申込み

当事業団国内支部では、移住希望者の皆様からいろいろなご相談を受け、移住申請を行なうことになったときには、その手続指導を行なっています。移住許可付与の可能性を本申請の前に照会することとなり、結果によっては何回照会しても差支えありません。この照会は事前審査（Pre-application Questionnaire）であり、カナダ大使館雇用移民部では迅速に処理しています。移住許可の可能性があると回答を得たものについては本申請することになります。

#### 2. 審査から査証付与まで

移住申請書が提出されると雇用移民部では提出順に第2部に述べた審査項目を書類審査（Paper-Screen）します。提出書類は3つの種類に分けられますが、必要書類として、カナダ移住申請書、写真、戸籍謄本（和、英）、その他種類に応じて立証できる書類が必要とされ、この書類審査で一定のレベルに達した申請者には面接審査（Interview）が行なわれます。面接は移民部においてカナダ本

国より派遣された移民担当官が英語または仏語で行なりことになっており、カナダ移住の動機や職業内容を聞くと共に、申請者の英語力および人物面での審査を行なりわけです。面接審査にパスすると「仮許可書(Provisional approval)」と健康診断用紙が手交されます。

「仮許可書」を取得した人は当事業団の国内支部にこれを提示し、「移住者適格通知書④」の発給を受けて下さい。この通知書は旅券(パスポート)申請の際、旅券申請料が減額され、1,300円(数次往復旅券の場合は減額されない)となります。旅券申請は居住地の都道府県庁で行ないますが、旅券申請書、適格通知書の他に戸籍抄本(または謄本1通)、写真(パスポートサイズ2枚)、住民票1通、印カン等が必要です。

旅券を付与された方は、雇用移民部指定の病院で健康診断を受けて下さい。前もって予約しておくとう便利です。健康診断の時には、パスポートおよび写真1枚を持参する必要があります。健康診断はカナダ側から発給された診断書によって行なわれる外、胸部レントゲン写真をとります。健康診断書一式はカナダ厚生省へ郵送されます(費用は診断料および郵送料を含め1人8,000~13,000円位です)。健康診断の結果とその他若干の資料を考慮して最終的な審査の結果、雇用移民部から査証が与えられます。査証料は日加両国の協定により免除されています。

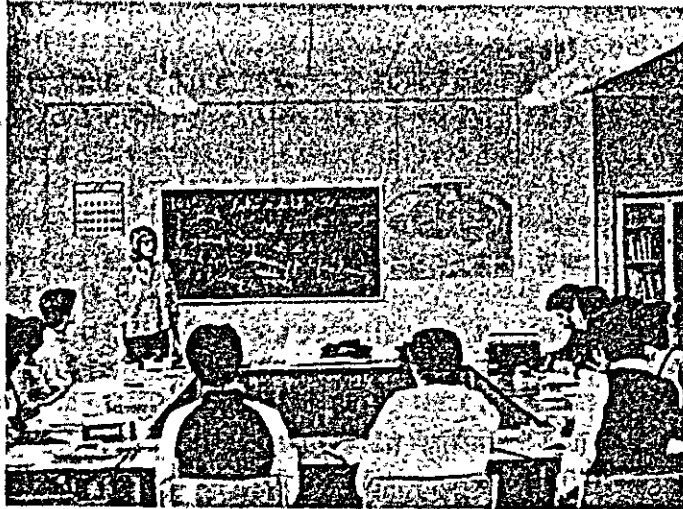
カナダ大使館雇用移民部の所在地は、東京都港区赤坂8丁目5番25号赤坂タウンハウス内、Tel.: (403) 9176, 〒107です。

### 3. カナダ移住者トレーニングコースの案内

国際協力事業団では、海外移住センター(神奈川県横浜市磯子区西町16-5)において年間5回仮許可書取得者を対象として、移住後の速やかなカナダ社会への適応を助ける目的で英語力の強化とカナダ事情のオリエンテーションを主とした1カ月間の合宿訓練を行なっております。1967年から開始されたこのトレーニングコースも1979年12月末までに49回を終了し676名が受講、移住しております。受講終了者は現地でも互に連絡をとりながらトレーニング中に生まれた友情の絆を支えに助け合いながら頑張っております。

この講習を受講されますと、移住のために不動産を処分する場合、租税特別措置法による不動産譲渡所得税(国の計画移住者のみ対象)が相当程度軽減されます。

仮許可書を取得されたら渡航までの期間を有効に活用するうえからも、是非受講されることをお勧めします。経費は無料ですが食費1/2、雑費7,000円程度



のふりまがたは、カナダのトレーニングコースの受講風景です。必要です。申込みは国際協力事業団国内支部又は海外移住センターで受け取ります。

#### 4. 出発前の準備

##### (1) 携行すべき証明書類

カナダ国は、終身雇用制社会でないだけに転職の機会も多いと思われます。そうした場合の求職活動やカナダの各種資格の取得時には、日本での学歴、資格等を証明する書類が必要となると思われますので次のような証明書を英文で持参することが望まれます。英文証明書が手に入らない時には日本語のものに英文翻訳を付ければ良いでしょう。(翻訳を自分でできないときは一般の翻訳業者に依頼されてもよい)

##### ア. 卒業証明書または修了証明書

イ. 学業成績証明書  
ウ. 技能証明書; 自分の職業に関連した各種免許資格証明書類  
エ. 職業内容、職歴、習得技術内容などを説明した書類で勤務していた会社、その他機関から発給された書類

- オ. 推薦状, 表彰状, 感謝状など
- カ. 卒業論文, その他研究論文などの概要
- キ. 履歴書

(2) その他の参考資料

自分の技術内容や程度を視覚によって示すことは有益な手段と言えます。自分の作品や作業状況を撮した写真をできるだけ多く携行するのもよいでしょうし、もっと理解しやすいように作品そのものを携行するのも望ましいことです。

(3) 一般携行品

ア. 技術参考書, 職業上必要な工具や計測機器類などではできる限り持つてゆくこと。

イ. 必要な身の廻り品, 日用品は現地でも求められますが, 下着類, Yシャツ, 靴下などの小物が日本に比べて高いようなので多めに持つてゆくのがよい。

ウ. 家庭用医薬品(栄養剤, 胃腸薬等)を携行すると便利である。

エ. 眼鏡は日本で度を合わせ予備を携行するとよい。

オ. 電気製品を持参する場合は北米向けに製造され, C.S.A(Canadian Standard Association, カナダ規格協会)が承認した製品を購入するのが便利です。カナダの一般家庭用電気は110~120ボルト, 60サイクルが普通。

カ. 歯科治療は, カナダ健康保険でカバー出来ず高いので出発前に治療するとよい。

キ. 自動車国際免許証は移住当座の短期間は利用できる場合もありますが, 早く現地の免許を取ること。(第4部-10, 免許の項参照)

ク. その他の持込禁止品, 制限品については, 航空会社や旅行代理店などを通じ充分調査しておきましょう。

なお, 飛行機の場合, エコノミークラスでは1人当り20kgをこえては無料で携行できませんので, 荷物は最少限必要なものを選んで携行するのがよいでしょう。

(4) 携行資金と送金

移住する人がどれ位のお金を携行すべきかは就職先の決定の有無等いろいろな状況によって異なりますが, 単身の場合, 100万円, 夫婦で200万円というのが標準的かと考えられます。外貨の交換は市中の外国為替取扱い公認銀行で承認を取り付けますが, 持ち出しの制限はありません。ドルの交換

には、パスポート、納税証明書（出発の日を含む年のものとその前年度分、正本、写各1通）、印カンなどが必要ですが、前もって銀行の外国為替係に相談しておかれるのが良いでしょう。

移住時に携行せず、後日、家族の人などから送金を受ける場合は、1件300万円（移住者の6親等以内は送金できます）未満は市中の外国為替銀行で送金できます。送金限度額は外貨政策に応じて変更されますので提出書類などと併わせ銀行窓口もしくは当事業団国内支部に照会下さい。

カナダから日本への送金額には制限がないのが普通です。また、日本にいる親族への生活援助送金の場合は、送金額を記した証明書を銀行からもらっておき、所得税査定資料にして下さい。

#### (5) 渡航手続

渡航には船便と航空便がありますが、ほとんどの人は航空便を利用しているようです。渡航費は自己負担です。

ア. 船便・定期便はなく不定期な就航ですので、くわしくは旅行代理店にご相談下さい……横浜～バンクーバー間に、客船又は貨客船が月に1～2便就航しています。

イ. 飛行機便……東京～バンクーバー間には、カナダ太平洋航空（C.P.Air）が週4便（火水金日）、日本航空（J.A.L）が週4便（月火金日）、飛んでおります。

（運賃—エコノミークラス） 昭和54年7月現在

東京～バンクーバー	159,300円
東京～トロント	209,900円
東京～モントリオール	216,100円

### 5. 現地到着

#### (1) 渡航時期と入国地域

バンクーバーを除き他の地域に移住する人は、寒い冬期（12月～2月）の間はなるべく避けた方が、就職や住居の選定に便利です。又、学校が夏休みとなりアルバイト学生で労働供給度の高くなる時期（6月～8月）は単純労働や簡単な事務、セールスなどの仕事は見付けにくくなるのが普通です。

カナダ国ではカナダへ移住者として入国する人に対し、直接カナダに入国するように希望しています。日本からの移住者の場合、アメリカ経由で入国する例も見られますが入国手続が煩雑となり手間をとることも多いようですので、出来るだけ直接カナダに入国するようにスケジュールを考えるのが望

ましいと思われず。



バンクーバーのYMCA

- (2) 到着当初のいろいろ
- 到着後、まず第1に考えなければいけないのは落着き先のことでしょう。出発前に現地の知人等によって予め落着き先を決めてあれば良いのですが、そうでなければ、とりあえずホテルやYMCA・YWCAなどに短期間、宿をとらねばなりません。しかし、就職が決まるまで1カ月以上もかかることもあり、その間ホテルを利用しては高くなりますので、一旦落着いたら住居探しをしなければなりません。新聞広告には相当数の貸部屋が載っています。又、街を歩くと貸間や貸家の表示を次のような文句で出しているのが目につくでしょう。“Room for Rent”、“Room to let”、“Apartment for Rent”、“Apartment to let”、“Flat for Rent”、“Flat to let”などです。(第4部-12、住宅事情の項参照)
- こうした部屋やアパートを借りる場合は次のような点に注意して下さい。アパートの場合、1～2年のリース(契約期間)が普通で、契約期間前に転居するときは残り何カ月分かの家賃を支払わねばならないこともあり

- ます。よく確かめて下さい。
- イ. 光熱暖房費はRoomの場合は料金に含まれていますが、アパートやフラットの場合は借主の負担が普通です。電話や電気料金、駐車場料金についても確かめて下さい。
  - ウ. 子供や愛玩動物についての事項もよくチェックして下さい。
- 宿と平行して次のような手続をする必要があります。まず、エンプロイメント・センターへ出頭し、Social Insurance Number（社会保険登録）（別添：本書結末の参考個所参照）の申込用紙を貰い、必要事項を記入して指定の機関に送って下さい。同時にエンプロイメント・センターでは就職のあっせんやその他日常生活に必要なアドバイスを受けて下さい。次に、日本を出る際に交付された在留届（戸籍謄本添付）を管轄の総領事館に提出して下さい。届用紙は各総領事館にもあります。なお、トロント地区に移住された方は、当事業団トロント駐在員事務所にもご連絡下さい。いろいろな相談をお受けしたり、適切なアドバイスを与えるのが当事務所の仕事です。

## 第4部 カナダの生活



新移住者のピクニック

### 1. 就職

就職先が決定しているカナダ移住者は別として、雇用先の決まっていない移住者にとってカナダ到着後まずぶつかる関門は就職問題です。就職先が決まっていな移住者が、トロントやバンクーバーの空港に到着して右も左も解らないのは当然のことで、カナダはこうした移住者に就職先を紹介するエンプロイメント・センターを設置しています。このセンターでは専門の相談官が各移住者の希望や技術内容を聞き、適当な就職先を紹介してくれます。同時に、この相談官は仕事のことばかりでなく、失業保険、健康保険その他日常生活についてのアドバイスも与えてくれますので、なんでも質問、相談して下さい。また、エンプロイメント・センターでは電算機を利用してカナダ全国の求人情報を把握しております。ですから、自分の職種の求人需要が多い地域で就職活動をするよう考えて下さい。

しかし、エンプロイメント・センターの求人だけに頼ってはいは希望する仕事につけるとは限りません。自分自身でも積極的に努力する必要があります。あるエンプロイメント・センター係官も「このセンターへ就職に来る人の中には、創



意とやる気が乏しく、ただ漫然とやってくる者がいる。私ならもっと積極的に職探しに歩くのに」と話し、移住者が自分で探す心構えが必要なことを強調しています。新聞にはかなりの求人広告が載っており、自分で自分に合うと思われる会社があれば、すぐ電話をし面接の約束をとりつけるのも一つの方法です。電話帳等で適当な会社を見付け、履歴書や教育、技術などを証明する書類を持参してそちらの会社に直接交渉してみるのも有効な手段です。他に、民間の職業あっせん所 (Employment Agency ; 一般的には雇用企業よりあっせん料徴収) を利用することも考えられます。



トロントのエンプロイメントセンターでの就職相談風景

## 2. 賃金と労働事情

### (1) 賃金

カナダでは最低賃金制が各州において実施され、農業労働者を除きほとんどの産業部門がその対象となっております。しかし、カナダの労働者達は各人の職種、経験、資格などにより最低賃金よりも多少高い賃金をもらうのが普通であります。日本人移住者の移住初期の給与は月額にしてCa \$ 700 ~ 1200前後が多いようであります。けれども、日本人移住者の能力は一般

的に高いので、カナダの風習になれ、語学のハンディが克服されてくるとカナダ人の平均にはすぐに達するようであります。

因みにカナダ人の一世帯当り（共稼ぎの場合も含めて）の月額所得はC\$1,400程度であります。

表1. 州別時間最低賃金

(1978年10月現在)

C\$

州	最低賃金	備 考
ブリティッシュ・コロンビア	3.00	
アルバータ	3.00	
サスカチュワン	3.25	
オンタリオ	2.85	1979年1月より3.00
ケベック	3.37	1979年4月より3.47

表2. 州別週平均賃金

(1978年6月現在)

C\$

州	平均賃金
ブリティッシュ・コロンビア	304.47
アルバータ	277.63
サスカチュワン	252.32
オンタリオ	266.53
ケベック	267.07
マニトバ	241.91
ニューブランズウィック	230.97
ノバスコシア	224.64
プリンスエドワード	190.01
ニューファンドランド	247.14
ニューコン	360.68
ノースウェストテリトリー	309.50

表3. 大学卒業者初任給(月額)

(1975年10月現在)

	専 功	学士(平均)	修士(平均)
文 化 系	(平均)	809 C\$	1,075 C\$
	経済学	760	993
	歴史学	800	1,060
	文学	734	1,008
	政治学	770	—
	社会心理学	820	990
科 学 系	(平均)	867	1,030
	生物学	723	1,030
	応用化学	860	1,092
	コンピューター科学	878	852
	地球物理学	975	1,092
	地球物理学	768	—
技 術 系	(平均)	1,005	1,032
	化学	906	981
	土木学	980	1,000
	電気工学	962	1,053
	機械工学	998	1,041
	冶金学	1,101	973
そ の 他	鉱山学	1,090	1,050
	農学	774	958
	教育学	801	1,060
	林学	754	973
	法学	858	—
	会計学	840	—
	経営学	950	1,115
	看護学	900	—
	英文学	1,164	—
	衛生体育教育学	800	—
物理療法学	852	—	

(注) 出所 "Supply, Demand and Salaries" 1976

表4. 職種別平均賃金

(1977年10月現在)

職 種	賃 金	職 種	賃 金
[週 給]	C\$	[時 間 給]	C\$
看護婦	288	組立工	5.79
物理療法士	296	機械据付工	7.08
X線技士	280	電気修理工	7.45
ステノグラファー	179	機械修理工	7.37
タイピスト	156	研磨工	6.40
ファイル・クラーク	151	金型工	7.73
コンピューターオペレーター	188~260	旋盤工	6.46
キーパンチャー	171~193	溶接工	6.70
プログラマー	248~313	ミーリング工	7.08
秘書	190~222	検査工	7.30
コンピューター技師	305~352	製本工	8.71
キャッシャー	241	プレス工	10.31
作業器オペレーター	192~203	大工	7.50
会計係	181~242	電気工	9.23
一般事務	155~257	塗装工	6.84
在庫係	178	鉛管工	7.74
原価計算係	190~247	左官	6.36
コマーシャルコピーライター	243	肉屋	7.10
コック	146~153	トラックドライバー	7.27
自動車整備工	284~327	ウェイトレス	2.65
図書館員	230	清掃係	6.11
映画カメラマン	357		
消防夫	349		
電話交換手	168		

(注) "Wage Rates, Salaries and Hours of Labour" による。

表5. 職種別平均賃金の地域差(例) (1977年10月現在)

	職種	ハリファス	モントリオール	ハミルトン	トロント	ウイニペグ	カルガリー	バンクーバー
建(時 築間給 関係)	大工	6.62	6.67	7.54	7.03	7.96	8.41	9.37
	電気	7.33	7.33	8.53	7.88	9.05	8.14	9.39
	塗装	5.94	6.41	6.64	6.84	8.22	7.96	9.12
	左官	—	6.64	6.20	6.36	—	—	7.54
製(時 造間給 関係)	鉛管	6.88	7.15	7.59	7.53	9.20	8.78	9.41
	機械	7.17	7.25	8.26	7.38	8.78	7.47	9.01
	配管	7.88	7.55	8.08	7.74	8.96	7.60	9.32
	溶接	7.02	7.09	8.15	7.12	8.29	7.98	9.30
その他	金型	—	7.20	7.73	7.73	8.64	7.92	9.21
	(男子)							
	一般事務(上級)	2.41	2.60	2.87	2.57	2.93	2.84	2.83
	会計係(上級)	2.05	2.47	2.72	2.42	3.01	2.60	2.70
その他の	製図工(中級)	2.44	2.50	2.64	2.68	2.79	2.66	3.12
	製図工(上級)	3.03	3.23	3.25	3.39	3.63	3.40	3.58
	(女子)							
	運記(上級)	1.73	1.96	2.07	1.97	1.99	1.95	2.16
その他	パーソンナール(上級)	1.73	1.85	2.04	1.93	2.48	1.95	2.19
	タイピスト(上級)	1.55	1.72	1.86	1.75	1.79	1.80	1.97

(注) "Wage Rates, Salaries and Hours of Labour"による。

〔備考〕

調査時が2年程度前となっているが、現時点にあてはめるには次の全産業平均の年間賃金上昇率（対前年比）を助案されたい。

1976年 13%、1977年 10%

1978年 7.3%

(2) 労働条件

大部分の州では週5日、40時間制を採用していますが、生産部門やサービス業の中には週6日、44時間労働のところも見られます。年次有給休暇は年2週間程度のところが多いようですが、この日数は勤務年限によって決まるのが普通です。又、「平等給与法」によって男女の差別を賃金支払いにおいて行なってはならないこと、「公正雇用法」では雇主が従業員の雇入れに際し、人種、宗教、国籍によって差別をしてはならないことが決められています。「工業法」は従業員の安全と健康を守るための規準を事業所に対し義務づけております。労働組合加入や組合の諸活動も法律により保護されています。その他、色々の面でカナダの労働条件は日本のそれよりも進んでいると考えられます。

3. 教育および訓練

(1) 学校制度

小学校は多くの州ではパブリックスクールと呼ばれており8学年まであります。ですから、5才もしくは6才で就学し13~14才で修了します。ケベック州では6才就学で7学年まであり、ロニマンカトリックの学校では男女別学制がとられています。一般にハイスクールと呼ばれるセカンダリースクールは大学及び教師育成のためのコース及び職業訓練教育のためのコースに分かれています。前者5年、後者は4年で13~14才から18才までの生徒です。大学は3年または4年の学習を必要とし、修士はさらに2年、博士号はその上にもう2年の修学が必要です。いくつかの州では2~3年の短大レベルの広い範囲の技術専門学校を持っています。

(2) 成人教育と語学講座

学校を卒業した成人に対して成人教育があり、中学の夜間で一般科目や技術科目について授業が行なわれます。又、大学の学部では夜間学級を特定の科目に関し開講しますし、通信講座やサマースクールコースもあります。一方、公、私立の機関でも職業訓練を施しているところがあります。学校に問い合わせれば詳細がわかります。

### (3) 移住者の教育対策

英、仏語を母国語としない国から来る移住者の多くは言葉の厚い壁に悩んでいることは事実です。エンプロイメント・センターでは、こうした移住者のために無料で語学学校を開いており、日本人移住者の多くもこれを利用しているようです。

子弟の教育は、カナダ市民の子弟と同一の学校に通うことになるので語学の面が悩みとなります。母国での教育程度や年齢を勘案して適当な学年に編入します。

日本語教育に対する日系カナダ人の関心は南米などに比べれば高いとは言えませんが、バンクーバーやトロントなどの日系人の多い地域には日本語学校が設けられています。しかし、それらはまだまだ学習熟程度のもので多いようです。

## 4. 社会保障制度

カナダの失業者保険法は1940年に制定され、その後数回修正されました。現行制度では失業者のほとんどが失業者保険の給付を受けております。保険金の給付は、失業者保険申請書(アンエンプロイメント・センターで入手出来る)に正確に記入の上、離職表(前雇用主発行)を添付し、UNEMPLOYMENT INSURANCE COMMISSION OFFICEへ送付すれば、小切手で郵送されてきますから、日本のように役所の窓口でいやな思いをすることはありません。

### (1) 失業保険

ア. 受給資格：失業の直前52週間以内に10~14週間以上保険料を支払っていることが必要です。雇用者側理由、疾病、出産以外の自己理由による失業の場合は、種々の状況を調査の上、3週間又はある一定の期間、保険金の支給が行なわれないこともあります。65才で退職する老人には失業保険金が一括支給されます。

イ. 保険料：賃金の額により保険料の率は異なりますが、それを雇用主と従業員で負担いたします。

ウ. 保険金：週給の66%又は2/3を受けられます。

保険金の1週間の最低額はC\$ 29から、最高額はC\$ 147までです。

エ. 受給期間：保険料支払い期間に応じますが、最高は50週間。

### (2) 児童補助(Family Allowances) 78年1月現在(州毎にやや差があります)

以下オンタリオ州の例では)

対象者：18才未満の子供を持つ新移住者及び定住のための再帰国者が対

象です。

問合せ先：エンプロイメント・センター

補助額：C\$ 25.68/月

申込み方法：

※児童補助申請書 (APPLICATION FOR FAMILY ALLOWANCES) に記入の上

Health and Welfare Canada, Rm. 312 Commonwealth Bldg. 77 Metcalfe St. Ottawa, Ont. K195L6へ送付。

(3) 老令年金 (Old Age Security Pension) 78年現在

対象者：満65才以上で申請日までの10年間継続してカナダに居住した人などが対象です。

問合せ先：Regional Director, Old Age Security

年金額：C\$ 174.82/月 (仕事をしている場合、していない場合に拘らず支給される最低基準額であります)

※この老令年金以外に収入のない人あるいは、低収入の人については特別にGuaranteed Income Supplementと呼ばれる制度があります。金額は個人により異なります。

(4) 年金制度

ア. 退職年金 (Retirement Pension)

65才以上の職場退職者、最低10年間本制度に加入していることが必要です。

イ. 不具者年金 (Disability Pension)

肉体的・精神的に働くことが出来なくなった人、最低5年間本制度に加入していることが必要です。

ウ. 遺族年金 (Survivors Benefits)

死亡した者の家族に支給されます。

最低3年本制度に加入していることが必要です。

問合せ先：Canada Pension Office または厚生省。

(5) 労働者災害補償

対象者：労働者災害補償法適用産業の雇用労働者で職業上の損傷損害をうけた人。(医療補助・損害補償・事故資金の別があります)

補償額：災害の程度、事故前の収入により異なりますが、平均給与の75% (上限1週間\$ 216.35) が支給されます。これとは別に疾病の治療費、入院費、薬代等一切は無料となります。主人が事故死の場合、未亡人に対しては月額\$ 286.00が生誕もしくは再婚す



るまで支給され、再婚のときには2ケ年の支給額が一時金として支給されます。

## 5. 医療保険

カナダの医療制度は通常各州政府が管轄するので州により多少の相違があります。医療保険は通常、医者の診断治療用と病院の入室、看護用とに分離されています。また、保険加入から保険開始までには待機期間の規定(随時改訂)がありますので、移住先の州健保事務所を確認した上で加入手続をした方がよいでしょう。待機期間のない場合は移住後直ちに加入して保険が開始されます。

### (1) 州政府保険の例(オンタリオ州の場合)……1979年現在

OHIP(Ontario Health Insurance Plan: オンタリオ州健康保険)は医療及び病院の経費ばかりでなく広く保健関係経費についてもカバーしており、診断・治療経費については一部を除いてその90%をOHIPが負担します。なお、OHIPには3ヶ月の待機期間がありますが、移住者の場合到着後直ちに保険に加入申請すれば、翌月からカバーされます。

#### (a) 保険料(1ヶ月)

家族 \$ 40.00, 単身 \$ 20.00

・低所得者、(課税所得が年3000ドル以下)の場合、保険料は全額免除、3,000ドルから5,000ドルなら $\frac{1}{4}$ ~ $\frac{3}{4}$ 免除、ただしケースにより免除額は異なります。

・オンタリオ州に1年間継続在住している65才以上の移住者は保険料は免除されます。

### (2) 任意健康保険

民間保険会社、非営利協同組合、医師を中心とする諸団体などが運営します。1州内だけの保険もありますが、次の例はカナダ国内に移住者として上陸した者全部に適用されている保険で、州政府の保険開始までの「つなぎ」として利用され、その保険料や保険内容などは州政府保険と大差ありません。

#### (a) Health Care

#### (b) Hospital Medical Care

※歯科治療には保険のないのが普通。

## 6. 民間営業保険

### (1) 保険の種類

火災保険・包括保険(家財の火災・盗難・紛失・破損・破壊)、盗難保険

自動車保険（自動車自体の損傷をカバーするもの）  
※人身事故・第三者財産破損の弁償金は”社会強制保険，財産損害保険”によります。生命保険（終身生命保険，有限払込生命保険，期限払込み生命保険，年金保険）。

(2) 保険証券の移送

日本の保険証券をカナダの保険会社へ移送するのは不可能，日本での保険契約は渡航前に解約するか，移住先より保険料送金継続するかのいずれかを選択することが必要です。

7. 税金

(1) 税金

カナダの所得税は連邦および州税に分かれますが，ケベック州を除き一旦連邦政府に納入された後，納税者の住む夫々の州に分配されます。この所得税の外に，輸入税，酒・タバコなどにかかる物品税，相続税，固定資産税，事業税などがあります。又，日本とは若しく異なるのは販売税（セールス・タックス）で，買い物をした時にその価格の数を購入者が直接支払うことです。セールス・タックスの率は州により異なり，ニューファンドランド州は10%，オンタリオ州及B.C州では7%，ノバスコシア，ニューブランズウィック，プリンスエドワード及ケベック州では8%，マニトバ州及サスカチュワン州は5%，アルバータ州はなしとなっております。

(2) 所得税

カナダで働くすべての人は所得税を納めねばなりません。雇用労働者に関しては”源泉徴収”の方式が用いられております。

雇用主は2月末日までに前年度の各人の「源泉徴収票（T-4様式）」を被雇用者に対して発給しなければなりません。各人は，この源泉徴収票を付して前年の所得を政府に対し申告しなければなりません。（申請用紙及び記入方法の解説書はタックスオフィスで入手出来ます）申告の期限は4月30日であります。この結果，雇用主が余分に徴収している場合，その過納分は還付され，不足の場合は追納しなければなりません。

それぞれの納税者は2,430ドルの基礎控除を認められ，結婚している時は2,130ドルの配偶者控除があります。但し，配偶者の年収が400ドルを越えて2,530ドル以下の場合，2,530ドルが控除から差し引かれます。その他に，子供の為の控除，医療費，慈善事業への寄附金に対する控除，年金の掛金・労働組合費等に関する控除などがあります。更に，65才以上の納税者には別に1,520ドルの控除が認められております。（1978年）

(3) 所得税概算

(単位：C\$)

家族構成	年 収	所 得 税		
		連邦政府	州 政 府	計
未 婚	4,000	—	54	54
	5,000	—	122	122
	8,000	480	343	823
	10,000	846	504	1,350
	15,000	1,896	966	2,862
	20,000	3,107	1,502	4,609
既 婚 (子供なし 妻の年収250ドル以下)	4,000	—	—	0
	5,000	—	1	1
	8,000	94	173	267
	10,000	441	326	767
	15,000	1,425	759	2,184
	20,000	2,577	1,266	3,843
既 婚 (16才以下の子供2人 妻の年収250ドル以下)	4,000	—	—	0
	5,000	—	—	0
	8,000	—	150	150
	10,000	284	301	585
	15,000	1,261	731	1,992
	20,000	2,401	1,233	3,634

(1978年1月)

8. 市民権・結婚・兵役

(1) 市民権

「カナダ市民権法」は、カナダで市民権を得るための条件と手続を定めています。市民権をとると選挙権や被選挙権などの公民権が付与されますが、市民権がなくても実生活の上での支障はないようです。しかし州によって市民権をもっていないと就けない職業もあります。市民権の申請は居住地の市民権裁判所宛に行うことになります。(申請料 C\$15)

取得資格条件

ア. 正式な移住者資格をもち、市民権申請時の前4年の内3年間カナダに居

住していることが必要です。

イ. 年齢が18才以上であること。ただし、18才以下の場合は両親が申請することになります。

ウ. 英語もしくはフランス語を理解していること。ただし、判事の判断によります。

(2) 結婚

カナダの結婚の規定は州によってまちまちです。オンタリオ州のように民事上の手続で婚姻が成立するところもあれば、宗教上の儀式が必要な場合もあります。また結婚前に結婚許可証を必要とするところもあり、年齢も州によって違います。

(3) 兵役

兵役は徴兵制でなく志願制をとっています。

9. 祝祭日

祝祭日名称	祝祭日	摘要
元旦 (New Year's Day)	1月1日	
受難日 (Good Friday)	3月又は4月の金曜日	イースター前の金曜日
復活祭 (Easter Monday)	3月又は4月の月曜日	イースター中の月曜日
ビクトリア女王誕生日 (Victoria Day)	5月の月曜日	5月24日又は25日の前の月曜日
自治領創設記念日 (Dominion Day)	7月1日	英領北アメリカ法の成立を記念する日
市民休日 (Civic Holiday-オンタリオ)	8月の第1月曜日	州、又は自治体が公告するので日は異なる
労働祭 (Labour Day)	9月の第1月曜日	
感謝祭 (Thanks Giving Day)	10月の第2月曜日	議会が公告する
英霊記念日 (Remembrance Day)	11月11日	
キリスト降誕祭 (Christmas Day)	12月25日	
クリスマス贈物日 (Boxing Day)	12月26日	

Easter Monday, Civic Holiday, Remembrance Day, Boxing Day は強制力のある祝祭日ではなく、場合によっては休日となりません。

※ 上記以外に各州が定める祝祭日があります。

## 10. 免許

### (1) 自動車免許

#### ア. 免許資格等事項

年齢は16才以上(17才未満の者は保護者の承諾要), 試験制度があります。(職業運転免許試験の別有り)

#### イ. 試験内容

予備試験(視力・シグナル認識・交通法の筆記開取・安全運転訓練テスト)道路走行試験(カーブからのスタート・平行駐車・停止駐車・各段階スタート・バック・単独運転・踏切・交差点での前進・右折・左折・信号標識による走行)

#### ウ. 免許の失効

日本の交通違反措置規定に概ね同様, 点数制。

#### エ. 免許の切替え

有効期間は2年。各人の誕生日が免許の切替え日。  
国際免許は一般に60日有効(60日以内にカナダの免許を取得する必要があります)

他州発給免許証を転居先で使用の場合, 転居先州の免許に切替え要

#### オ. 自動車所有許可証

自動車所有者は自動車登録所に登録, 所有許可証, ナンバープレートを取得要

#### カ. 第三者保険の強制加入

種類(衝突保険:自動車自体, 運転者保険:運転者自身及び第三者)

### (2) その他の免許

自転車・建築・犬の飼育・銃砲類・魚釣りと狩猟・酒類販売

※ 小銃・猟銃の所有許可不要, ピストルの戸外持出しは州警察・カナダ騎馬警察の許可要。

※ 魚釣・狩猟の免許は運動具店で取得可能。

※ 飲酒は永住住宅・臨時宿舍内で, 車内・街頭・公開の場(許可書があれば別)での飲酒は罰せられます。



カルガリーのスーパーマーケット風景

## II. 買物と物価

### (1) 商店の営業時間

商店・デパート等の営業時間は午前9時から午後6時で、日曜日は休業というのが一般的であります。しかし、ドラッグストアや小さな食糧品店、レストランなどは夜9時頃まで営業していたり、日曜日でも開店しているところが多くあります。なお、金曜日は大半の店が営業時間を延長（午後9時頃まで）しています。最近では週2～3回営業時間を延長する商店・デパートが増えてきています。

銀行の営業時間は日本のように一定でなく、銀行により地域により違ってきます。始業は9時が10時、終業は3時、5時或いは6時などとなっています。金曜日は商店と同様1～2時間営業時間を延長するのが普通であります。土曜日は営業していません。

### (2) 物 価

1979年8月30日現在（トロント市および東京周辺）

換算レート：カナダ1ドル＝189円

1ポンド=450g 1Flax=28.4ml  
 物価上昇率 1978年3月~1979年3月 9.5%

分類	品名	カナダ			日本		
		量	価格(\$)	備考	量	価格(円)	備考
衣類	背広上下	1 着	300以上	仕立て	1 着	70,000	国産
	"	"	225	既製品 純毛	"	30,000	"(夏もの)
	ワイシャツ	1 枚	20		1 枚	2,800	¥2,800~
	ネクタイ	1 本	10~25		1 本	3,000	¥3,000~
	手袋(樹)	1 対	25		1 対	2,000	¥2,500~
	靴	"	40		"	3,000	¥4,000
	靴 下	1 足	3.50	男子用	1 足	400~500	
	ポロシャツ	1 着	15	男子用	1 着	4,000	長袖 ¥6,000
	ワンピース	"	60		"	8,000	¥5,000~
	防寒着	"	500~	毛皮オーバー(女子)	"	70,000~	¥12,000~
ブーツ	1 足	60	女子用	1 足	6,000	うさぎの毛	
肉・加工品	牛肉	1 Lb	2.60		1 Kg	3,000	
	子牛肉	"	4.60		"		
	豚肉	"	2.10		1 Kg	1,350	
	とり肉	"	1.74		"	950	
	ソーセージ	"	2.00		"		
	バター	"	1.28		225g	200	雲印
	チーズ	"	1.99		"	220	"
ミルク	1.14L	0.64	(牛乳)	1 L	160		
魚貝類	生サケ	1 Lb	6.50		100g	150	
	モンゴイカ	50 Z	2.25	サシミ用	"	400	
	タコ	2 Lb	1.80		"	130	
	エビ	1 Lb	2.10	2~3Lbのもの	1 匹	40	
	カニ	1 匹	3.50		100g	800	¥800~
サバ	1 Lb	2.50		"	50	¥1,000	
果物類	ミカン	1ダース	0.99		1 Kg	600	
	サンキスト	5 Lb	1.58		1 ケ	200	
	オレンジ	4 Lb	2.50		"	200	
	アップル	4 ケ	0.99		"	130	

分類	品名	カナダ			日本		
		量	価格(\$)	備考	量	価格(円)	備考
果物類	リンゴ	1Lb	0.88	夏期のみ	1ケ	100	
	バナナ	1Lb	0.29		1Kg	140	
	スイカ	1ケ	2.30		1ケ	300	
	ブドウ	1Lb	0.88		700g	250	2房
	モモ	1Lb	0.89		1ケ	60	
	メロン	1ケ	1.29		"	120	500g程度
	パイナップル	"	0.88		"	300	
野菜類	ニンジン	2Lb	0.33	中	2本	60	
	キャベツ	1ケ	0.48		1ケ	100	
	キュウリ	"	0.33		5本	100	
	ピーマン	1Lb	0.59		1袋	60	5~6ケ
	ネギ	1束	0.25		3本	100	
	ジャガイモ	1Lb	0.12		1Kg	150	
	セロリー	1束	0.80		1束	100	
	レタス	1ケ	0.78		700g	100	1ケ
	ほりれん草	10オンズ	0.78		1把	90	
	ブロッコリー	1ケ	1.00		120g	80	1ケ
	カリフラワー	"	1.00		600g	250	"
玉ねぎ	1Lb	0.29	4ケ	80			
雑食品	うどん粉	1Kg	0.59		500g	55	
	パン粉	1Lb	0.61		300g	90	1斤
	砂糖	2Kg	0.99		1Kg	150	
	卵	1ダース	0.98		10ケ	170	
	紅茶	160Z	3.75		10袋入	120	
日本の飲食品	米	25Lb	11.25		1Kg	270	
	みそ	1Lb	1.20		"	350	
	しょう油	3.78Lb	6.93		1L	175	
	インスタントラーメン	1ケ	0.57		1ケ	30	
	のり	10枚	3.82		10枚	400	¥300~
	マクロー	1Lb	5.30		100g	500	¥600 ¥400~
	サンマ	3匹	2.77		1匹	100	¥1,000 100g~130g
	日本茶	340g	2.18	番茶	100g	300	



分類	品名	カナダ			日本		
		量	価格(\$)	備考	量	価格(\$)	備考
日本の飲食品	ビール	1ダース	3.80	小びん	1本	140	中びん
	ウィスキー	1本	12.35		"	1,500	720ml
	日本酒	720ml	2.85		1升	1,350	特級
	タバコ	25本	1.04		20本	100	
交通通信	電気		2.8~3.3	1カ月使用料			
	ガソリン	1L	0.95		1L	75	
	バス・市電・地下鉄		3.00	5枚切符		40	1区間
	タクシー	1マイル	0.80	メーター制	2km	170	メーター制
	電話代	1ヶ月	8.72		1ヶ月	900	
	公衆電話	1回	0.10		1回	10	3分以内
サービス・娯楽	新聞	1部	0.20~0.35		1部	30	
	クリーニング		2.69	背広上下		500	
			1.39	ワイシャツ		90	
			2.69	女性スーツ	冬もの	400	(夏もの) ¥350
	男性理髪代		10~	Hair cut only		800	¥500~
	女性パーマメント		20~50			2,000	¥1,000~
	映画入場料	1人	3.75	封切り		800	¥1,800~
ボーリング	1ゲーム	0.95	靴化代含む		300	靴代¥50	

(3) 月生活費例(一般都市生活者)

科目	経費	
	家族(夫婦・子供2名)	単身者
住居費		
(1)個人住宅	(1)C\$190~C\$270 個人住宅の中のフラット(2階など)	(1)C\$100~C\$150 個人住宅の中の1室、台所、バスは共用
(2)アパート	(2)C\$250~C\$400	(2)C\$180~C\$250
食費	C\$300~	
日本食を多くする程高くなる。		C\$200~(自炊) 賄付下宿(2食付)は

科 目	経 費	
	家族(夫婦・子供2名)	単 身 者
食 費		月額室代共々 C\$200~C\$250
衣 服 費 移住後2ヶ年位は日本から携行したものを使用する ので低額となる。	C\$50~C\$100	女性 C\$50~ 男性 C\$40~
交 通 費 (1)自動車を持たず、バス、 電車を利用(1人当り) (2)自動車を購入・月賦支払 の場合(減価償却、修理、 燃料代を含む)	(1)C\$25~C\$50 (2)C\$150~C\$200	(1)C\$25~C\$50 (2)C\$150~C\$200
通 信 費 電話代(C\$8.72程度) を含む	C\$12~C\$25	C\$12~C\$20
医 療 費 健康保険料を含む	C\$40~	C\$20~C\$25
保 険 料 (1)生命保険、火災保険など (2)自動車保険	(1)C\$60~ (2)C\$40~	(2)C\$40~
交際費、教養娯楽費 ボーリング、ゴルフ、 マージャン、カメラ、 ダンス、タバコ、酒 映画などを含む。 個人差が大きい。	C\$50~C\$150	C\$50~
雑 費 自主的な勉強のための経 費、子供の玩具代などを 含む。	C\$50~	C\$30~

12. 住宅事情

日本の住宅事情の悪さは世界でも有名ですが、カナダのような広大な国でも左程良くないと言うのが一般市民の意見です。特に、人口の都市集中は他の先進諸国におけると同様大きな社会問題となっており、トロント、バンクーバー、モントリオールなどの都市では住民費が家計費に占める割合は高くなっています。

新移住者は、就職先が決定するまではホテル、YMCAなどに一時宿泊し、その後貸部屋（主に独身者）やアパート、フラットに移るのが得策です。

(1) 新移住者の一時宿泊所

ア. 宗教団体：YMCA, YWCA の宿泊施設は大きな都市には必ずあります。

食事別で1泊12ドル前後と一般ホテルに比べて安価な利点はあるが、場所によっては盗難などの危険も多いと言われています。

イ. ホテル：宿泊費は高いが一般に安全で単身女性などは出来るだけホテルを利用するのが望ましい。

ウ. 主要都市一時宿泊施設一覧

都市	宿 泊 所	所 在 地	電 話	料 金	備 考
バンクーバー市	Y.M.C.A.	995 Burrard St.	681-0221	一泊 C\$ 900	
	Y.M.C.A.	580 Burrard St.	683-2531	" 個室 C\$1100 共同浴室 C\$1500 個室浴付 C\$1700	
	BARCLAY MANOR	1447 Barclay St.	683-8873	一週個室朝夕食 C\$4400-6500	
	婦人専用共同アパート	884 Buite St.	685-8702	1カ月個室 C\$11000 2人部屋 C\$11000-12000	ベッド、シーツ毛布付、浴室、居間、台所食器、炊具等完備
	SANDMAN INN	180W Georgia St.	681-2211	C\$18.00~	
	MR. SPOT HOTEL	3484 Kingway	833-8255	C\$1700~2400	
	VILLA HOWE	1335 Howe St.	688-8281	C\$1800~2400	
カルガリー市	YORK HOTEL	636 Centre St. South	262-5581	C\$1500~2000	
	FRIENDSHIP INN-CASCADE MOTEL	16th Ave CROWCHILD TRAIL	289-2581	C\$1200~1800	

都市	宿泊所	所在地	電話	料金	備考
エドモントン市	MAYFAIR HOTEL	10815 Jasper Ave	424-7265	C\$1900~2700	
	SANDMAN INN	17635 Stony plain Rd.	483-1385	C\$1800~2500	
トロント市	ANNDORE HOTEL	15 Charles St. East	924-7381	⑤ C\$23.00 ⑥ C\$28.00	TAXなし ⑤シングル
	KING EDWARD HOTEL	37 King St. East	368-7474	⑤ C\$26.00 ⑥ C\$31.00	⑥ツイン ⑥ダブル
	LORD SIMCO HOTEL	150 King St. West	362-1848	⑤ C\$2500~2700 ⑥ C\$3000~3200	TAXなし ⑤シングル
	Y.M.C.A. (Central)	40 College St.	921-5171	⑥ C\$1000~1250	⑥ツイン
	Y.W.C.A.	80 Woodlawn E.	923-8454	⑥ 一泊個室 C\$1150 ⑥ 個室浴付 C\$1400	
モントリオール市	Y.M.C.A.	1441 Rue Drumond St.	849-5331	⑤ C\$1525r ⑥ C\$2750r	⑥ カラーTV付
	Y.W.C.A.	1355 Ouest Boul Dorchester	866-9941	⑤ 一泊個室 C\$10 共同浴付 C\$15 個室浴付 C\$16 ⑥ C\$18 共同浴付 C\$22	
	BERKLEY HOTEL	1188 Ouest Rue Sherbrooke	849-7351	C\$2800~3600	
	AUBERGE WILLOW PLACE INN	208 Main Rd.	458-4656	C\$1700~3500	
	ARGOAT TOURIST LODGE	524 Shebrooke	842-2046	C\$1400~2800	

(2) 貸部屋(独身用)

移住者援助機関(ウエルカムハウス等)の紹介、新聞広告等により探す

とが出来ますが、自分の足で歩き、"To Rent", "For Rent" の看板が出ている家を直接訪ね、部屋を見て決める方がよいでしょう。

#### 7. 契約

家主と口頭契約が通常、食事2食付き家賃は週又は月単位払い習慣多いといえます。

#### イ. 家賃

月当り C\$ 100~150 程度 (食事付き下宿は C\$ 200 程度)



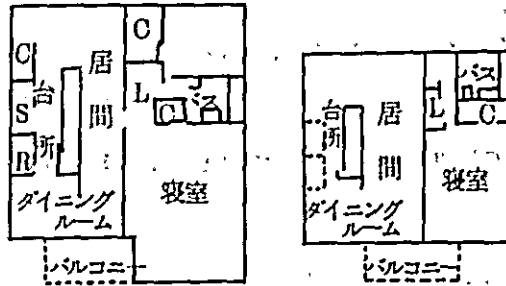
トロントの日本人移住者の下宿

#### (3) アパート、フラット

1 Bedroomで250ドル程度が最も多く、日本のアパートと比較して高くなっているが諸設備はかなり立派で、光熱費、水道料を家賃に含むの多いところがあります。

なお、権利金・敷金制度はありませんが、12ヶ月分の家賃を前渡しする場合があります。契約書には詳細な入居条件が記されていますので、サインの前に熟読して契約する注意が必要です。

(アパートの間取り一例)



Two Bedroom-295ドル One Bedroom 280ドル

- 場 所 1204 Don Mills Rd. Toronto (トロント市近郊の住宅街)
- 共同設備 洗濯室・プール・ロッカー
- 台 所 電気レンジ・冷蔵庫・食器棚・カウンター
- 部 屋 有線テレビ
- 交通の便 地下鉄駅直行バス・バス停すぐ、ショッピングセンターすぐ

(4) 売 家

一般に日本と比べて公共交通網が非常に貧弱であり、" 広大なるカナダ " のわりには通勤圏が小さく、都市近郊では土地の価格は高騰しています。家の購入の場合単に価格上は日本の1/2程度であります。次に" APARTIMENT GUIDE "にある建売住宅の価格の一例をあげておきます。

ア. アパートタイプ

- 1 Bedroom 28,000ドルより
- 3 " 34,500ドルより

(頭金 35%以上)

イ. セミディタッチ

- 2 Bedroom 38,000ドル
- 3 " 49,700ドル

(頭金 6,000ドル)

- 3 " 57,500ドル

(頭金 5,000ドル)

ウ. コンドミニウム (CONDOMINIUM)

2 Bedroom 59,900 ドル  
(頭金 3,000 ドル)  
3 " 51,900 ドル  
(頭金 2,600 ドル)

(注) アパートとは日本におけるマンション型に相当するもの、セミデ  
ィタッチは2軒長屋、コンドミニウムとは4戸の住宅を背中合せ  
に建てたもので防音防振は完全になされています。土地、建築費節  
約のため、オンタリオ州で奨励されています。

(5) 移住者の住宅購入例

移住後1年のH氏の場合(79.8購入)

場 所: トロント中心から20Km

概 要: 2階レンガ建 建築後15年

3ベッドルーム サロン 地下室 庭66×125m

総 額: C\$ 76,000 現金払い

銀行借入金: C\$ 30,000 25年元利均等払

購入手続費用: C\$ 1,500

## 参 考

1. 2016年移住を希望される方へのアドバイス ..... 51
2. 在日在外日本公館等一覧 ..... 53
3. 日系組織と団体一覧 ..... 64
4. 移住者の主な総局と主要エンブレッド・センター事務所一覧 ..... 55
5. 社会保険登録の申込用紙 ..... 56
6. 国際協力事業団国内機関一覧 ..... 58



## ＜参 考＞

### 1. これから移住を希望される方へのアドバイス

オンタリオ州へ移住された先輩移住者にアンケートしたところ、先輩移住者の移住動機とこれから移住する方々へのアドバイスは次のとおりでした。

(1978年9月調査)

#### (1) 移住の動機について

カナダの移住の動機については千差万別ですが、調査結果を総合しますと次の傾向になると思われます。

##### ① あこがれ型：

- ・美しい豊かな国のイメージ、広い大地、気楽な生活、自由な行動。広いのんびりしたところを求めて。
- ・少年のころより語学が好きで、外国に行くことを夢んでいたことを実現するため。

##### ② 脱出型：

- ・個性を大切にす個人対個人の考え方よりも日本の古いしきたりである家対家の考え方からの脱出。
- ・日本の年功序列制度からの脱出。

##### ③ 目的志向型：

- ・外国での自己の力を発揮し、ためし、仕事にみがきをかけるため。
- ・欧米の物の考え方、習慣、言語を学び視野を広くするため。

##### ④ 呼寄せ型：

- ・親・兄弟がカナダにいるので良いチャンスを求めて。
- ・結婚のため。

#### (2) 移住希望者へのアドバイス

大別すると調査回答の中にはこれからカナダへ定住しようとする移住者に対する貴重なアドバイスやカナダ定着直後の新移住者に対する既移住者の適切な体験にもとづいた提言がもらわれています。

入加前のアドバイスで圧倒的に多かったのは、移住者としての心構えでありました。次いで、語学と仕事に対してであります。それらの内容は概して次の通りであります。

##### ① 心構え

- ・語学、技術、忍耐が移住の条件で、プラス向学心が必要である。
- ・単なる外国へのあこがれではこないように。

- ・しっかりした目的と、長期の展望（5年～7年位）をたてて来るように。
- ・永住を前提にしてカナダに来ること。
- ・いきなり移住してくるのではなく、事前に旅行じて、カナダのことを調べるなどして、下見してからにすること。
- ・多くの期待をしすぎないこと。人生どこで生きても大差ないぐらいの気楽な心構えが必要である。

② 語学：

- ・仕事によっては、ライセンスを取得しなければならないものも多いので、試験にパスするには、よほど語学を勉強しておかねばならない。
- ・英語（又は仏語）を充分習得して来るべきで日本での実力が生涯影響する。カナダに来てから急に上達するものではない。
- ・英語が出来なくて卑屈にならないこと。

③ 仕事：

- ・最初に勤め先を見つけてから渡加することが望ましい。
- ・自己の求めた職種に関してカナダでの就職状況や内容を充分調査のうえ、渡加すべきである。

④ その他：

- ・家族単位で来ること。
- ・カナダはとても良い国であるが、人間関係には、最初からある程度の覚悟をしておくこと。私達が日本にいる白人を大事にしていたように、カナダの白人が私達を優遇してくれると思うと間違っている。
- ・人種問題に明確な信念を持つこと。
- ・友人に借金などで迷惑をかけないこと。

(3) 入加後の新移住者に対するアドバイスは次の通りである。

① 心構え

- ・カナダ社会に早くとけこめるよう心がけること。
- ・何でも日本と比較しないこと。カナダにはカナダの生活方法がある。

② 付き合い

- ・ざっぱりした付き合い方をすること。
- ・Yes, Noをはっきりさせ、自分の立場を明確にすること。
- ・意見の交換によって、意志を伝えること。
- ・友達つきあいの上手でない人は精神上こまることになる。

③ その他

- ・新移住者協会へ問い合わせると便利である。

2. 在カナダ日本公館等一覧

1	在カナダ日本大使館 〔Embassy of Japan〕	住所 Fuller Bldg., Suite 1005, 75 Albert St., Ottawa K1P Ontario Canada. Tel (613) 233-6214
2	在モントリオール総領事館 〔Consulate-General of Japan〕	住所 Suite 2701, 1155 Dorchester Blvd. West, Montreal 102, P.Q., Canada. Tel (514) 866-3429 管轄 ケベック州, ニュー・ファウンドランド州, プリンス・エドワード・アイランド州, ノバ・スコシア州, ニュー・ブランズウィック州
3	在トロント総領事館 〔Consulate-General of Japan〕	住所 Toronto-Dominion Center, Suite 1803, P.O. Box 10, Toronto 111, Ontario, Canada, Tel (416) 363-7038 管轄 オンタリオ州
4	在バンクーバー総領事館 〔Consulate-General of Japan〕	住所 1210-1177 West Hasting St. Vancouver 1, B.C., Canada. Tel (604) 684-5868 管轄 ブリティッシュ・コロンビア州, ユーコン準州
5	在ウィニペグ総領事館 〔Consulate-General of Japan〕	住所 301 Tribune Bldg., 257 Smith St., Winnipeg. Manitoba R3C1K9, Canada. Tel (204) 943-5554 管轄 マニトバ州, サスカチュワン州
6	在エドモントン総領事館 〔Consulate-General of Japan〕	住所 Suite 2600, 10020-100th St., Edmonton, Alberta, Canada. Tel (403) 422-3752 管轄 アルバータ州, ノースウエスト準州
7	国際協力事業団トロント駐在員事務所 〔Annex Office, Consulate General of Japan〕	住所 Suite 3941, Royal Trust Tower, P.O. Box 93 Toronto-Dominion Centre, Toronto, Ontario, Canada M5K-1G8 Tel (416) 364-1627 齊藤良夫 板本隆

3. 日系組織・団体一覧

(1) 地区別日系団体

地区	名称	電話番号	住所	摘要
VANCO- UVER	日本語学校	254-2551	475 ALEXANDER	MRS. NISHIMURA
	生け花協会	987-4120	504, 114 W. KEITH RD N. VANCOUVER	MRS. MCKAY
	移住者の会	324-1254	P.O. Box 69012 STATION K	MR. KAGE
	隣組	255-2651	573 EAST HASTI- NGS St.	MR. YAMASHIRO
TORO- NTO	日系文化会館 (JCCC)	441-2345	123 WYNFORD DR. DONMILLS	MR. SAISHO
	国語教室	233-8698	HURON ST. PUBLIC SCHOOL内	MR. AKITA
	日加学園	292-3085	CHURCH ST. PUBLIC SCHOOL	MR. YAMASHITA
	新移住者協会 (NJCA)	752-5532	5 MEDINA CRESCENT SCARBOROUGH	MR. SAEGUSA
MONTRE AL	日本語センター	365-4656	8111 DANIEL LA SALLE	MR. KATO
	新移住者の会		116 CHAUCER AV. POINTE CLAIRE	MR. HIRAI
ALBE- RTA	南アルバーター 新移住者協会	654-4118	P.O. BOX 689 VAUXHALL ALBERTA	MR. ARIMA
	カルガリー 新移住者協会	273-5625	5320 17th AVE S.E. CALGARY	MR. SATO

## (2) カナダ移住協力員

(54年8月現在)

協力員氏名	職業	住所
江口 静子	化学者	1060 CAVEN St. #507 MISSISSAUGA, ONTARIO
鹿毛 達雄	コミュニティー ワーカー	5819 SOPHIA St. VANCOUVER B.C.
平井 純夫	エンジニア	116 CHAUCER Ave POINTE CLAIRE MONTREAL

## 4. 移住民者の主な総局と主要エンプロイメントセンター事務所一覧

Centre	Address	Telephone No.
ONTARIO REGIONAL OFFICE	4900 YONGE ST. TORONTO	(416) 224-4522
QUEBEC R.O	1441 ST. URBAIN ST. MONTREAL	283-4607
PRAIRIO R.O	167 LOMBARD AV. WINNIPEG	949-3781
PACIFIC R.O	1055 W. GEORGIA ST. VANCOUVER, B. C	666-6881
MONTREAL WEST EMPLOYMENT CENTRE	4060 ST. CATHERINE ST. W. 5TH. FLOOR MONTREAL, P. Q	283-6655
WINNIPEG CEC	344 EDMONTON ST. WINNIPEG, MANITOBA	985-5326
EDMONTON CEC	10210, 107TH. ST. EDMONTON, ALBERTA	425-6218
CALGARY CEC	510, 12th AV. S.W. CALGARY ALBT.	231-4021
VANCOUVER CEC	1110 W. GEORGIA St. VANCOUVER B. C	681-8253
MANPOWER CONSULTATIVE SERVICE	2 ST. CLAIR W. 12th FLOOR, TORONTO	(416) 966-5612

5. 社会保険登録申込用紙

**IMPORTANT**

**YOUR SOCIAL INSURANCE CARD WILL BE MAILED TO YOU AT THE ADDRESS THAT YOU INDICATE BELOW**

**WHAT TO DO WITH YOUR CARD WHEN YOU RECEIVE IT!**

- Sign the card
- Keep the card, with you at all times
- Copy the number carefully in the space below
- Store this form in a safe place

**IF YOU DAMAGE OR LOSE YOUR CARD**

Mail this form to any Unemployment Insurance Commission district office. You will be sent a replacement application form, to complete, if you wish, you may bring the card to any UIC district office.

**MAIL TO:**

PRINT IN BLOCK LETTERS FULL MAILING ADDRESS WHERE YOU WANT YOUR CARD SENT

NAME				
ADDRESS				
CITY, PROVINCE				
POSTAL CODE				

MY SOCIAL INSURANCE NUMBERS:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

This number is issued in your name only

**NOTE**

It is a criminal offence to knowingly apply for more than one social insurance number. You are not permitted to give or lend your card to anyone!

**OTHER POINTS TO REMEMBER**

- Copy your number carefully on all income tax returns or documents requesting it
- Write your number on all letters and documents relating to the Canada Pension Plan, Quebec Pension Plan, the Unemployment Insurance Commission, or letters to provincial or federal government departments.

**PLEASE DO NOT TEAR OFF**

**PLEASE DO NOT TEAR OFF**

**IMPORTANT**

- INDICATE WHERE YOU WANT YOUR SOCIAL INSURANCE CARD SENT!
  - YOUR OWN ADDRESS
  - YOUR EMPLOYER'S ADDRESS

**APPLICATION FOR A SOCIAL INSURANCE NUMBER OR REPLACEMENT OF LOST SOCIAL INSURANCE NUMBER CARD**

PRINT THIS ADDRESS IN THE SPACE PROVIDED "MAIL TO"

DO NOT WRITE IN THESE SPACES!

17

FOLD

(FRANCAIS AU VERSO)

PRINT IN DARK INK OR USE TYPEWRITER

INFORMATION GIVEN HERE MUST BE ACCURATE

<b>1</b>	FIRST NAME	MIDDLE OR OTHER NAME	PRINT LAST OR FAMILY NAME		
<b>2</b>	DATE OF BIRTH	Day <input type="text"/> Month <input type="text"/> Year <input type="text"/>	DO NOT WRITE IN THIS SPACE	<b>3</b>	LAST OR FAMILY NAME AT BIRTH
					SAME AS ABOVE <input type="checkbox"/> OR <input type="checkbox"/>
<b>4</b>	SEX	<input type="checkbox"/> MALE <input type="checkbox"/> FEMALE	YOUR MAILING ADDRESS IS:	<b>5</b>	(City, Town, Village)
					(Province)
<b>6</b>	PLACE OF BIRTH	(County or District)		(Province, State, Territory)	
<b>7</b>	MOTHER'S LAST OR FAMILY NAME AT BIRTH			<b>8</b>	FATHER'S FIRST NAME
<b>9</b>	HAVE YOU EVER BEFORE APPLIED FOR OR RECEIVED A SOCIAL INSURANCE NUMBER?	YES <input type="checkbox"/>	NO <input type="checkbox"/>	DON'T KNOW <input type="checkbox"/>	DON'T KNOW NUMBER <input type="checkbox"/>
<b>10</b>	DATE	<b>11</b>	MARITAL STATUS	MARRIED <input type="checkbox"/>	SINGLE <input type="checkbox"/>
					OTHER <input type="checkbox"/>
<b>13</b>	SIGN HERE DO NOT PRINT OR TYPE			<b>12</b>	STATUS (CITIZEN, LANDED IMMIGRANT, INCARCERATED, OTHER)
<b>15</b>	YOUR EMPLOYER'S NAME IS				
<b>16</b>	YOUR EMPLOYER'S ADDRESS IS				

IF MARK (an X) USED AS SIGNATURE IN 13 HAVE TWO WITNESSES SIGN HERE

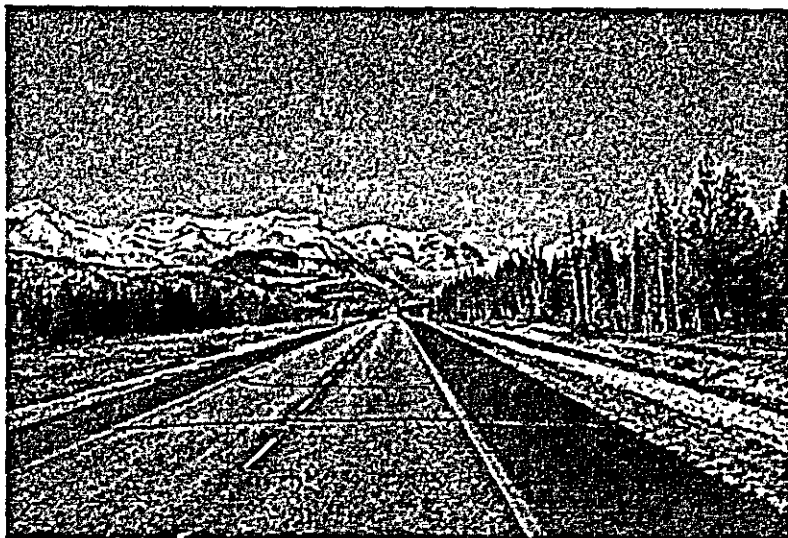
<b>14</b>	<b>16</b>
(Signature of First Witness)	(Signature of Second Witness)
(Number and Street)	(City, Town, Village)
(Province)	(Postal Code)

(IF RANCAIS AU VERSO)

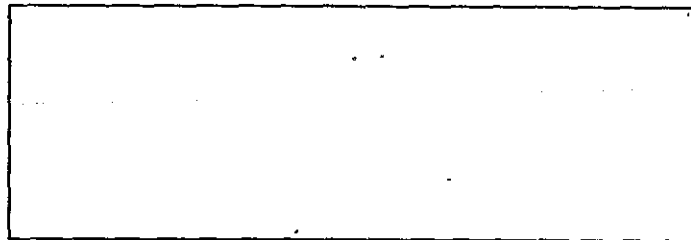
6. 国際協力事業団国内機関一覧

機 関	〒	所 在 地	電 話	
移住部門 (付属機関)	160	東京都新宿区西新宿2-1 私書箱216号(新宿三井ビル内)	03	346-5370
海外移住センター	235	横浜市磯子区西町16-5	045	751-1121 ~5
海外移住研修所	371 -02	群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字 溝ノ口4114	0272	83-3225
(国内支部)				
北海道支部	060	札幌市中央区北一条西5 (北一条ビル内)	011	221-6661
東北支部	980	仙台市本町3-4-10 (宮城県水産会館内)	0222	63-0795
関東支部	160	東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四ツ谷ビル内)	03	359-8281
中部支部	460	名古屋市中区丸の内2-4-7 (県産業貿易館西館内)	052	221-7104
関西支部	530	大阪市北区曽根崎新地1-3-16 (京富ビル内)	06	345-3622
中国支部	730	広島市基町10-3 (県自治会館内)	0822	27-1588
四国支部	760	高松市番町5-1-22(観光ビル内)	0878	33-0901
北九州支部	812	福岡市博多区博多駅前2-9-28 (商工会議所ビル内)	092	411-1846
南九州支部	860	熊本市花畑町1-4 (熊本東京生命館内)	0963	22-1315
沖縄支部	900	那覇市西3-10-102	0988	68-0136





海外移住のご相談は……



## 国際協力事業団

東京都新宿区西新宿2-1私書箱216号(新宿三井ビル内)  
電話 (346) 5370 (直)

(1979. 12-10, 060)